

平成25年度

図 書 館 要 覧

春日市民図書館

春日市民図書館キャッチフレーズ

未来にホン気！

(平成23年度公募最優秀入選作品:春日野中学校 廣岡由美さん作)

目 次

1. 図書館の概要	2
2. 図書館の歩み	3
3. 運営方針	4
4. 施設の概要	5
本館／移動図書館「たんぼぼ号」	
5. 図書館組織図	7
6. 図書館協議会	8
委員名簿／議事	
7. 子ども読書活動推進連絡会	8
8. 予算	9
予算の推移／図書館費の比較	
9. 蔵書構成	10
蔵書構成一覧表／蔵書構成率／分類別割合	
10. 利用状況	11
資料区分別貸出状況／年齢別貸出状況／月別利用状況／ 広域利用統計／移動図書館貸出状況／しらべもの(レファレンス)統計／ 予約・リクエストサービス／相互貸借／団体貸出／ 学校サービス／行政・議会支援サービス／図書館サービス指数	
11. 図書館主催事業	18
主催事業一覧／ ／夜の図書館	
12. 情報提供サービス	20
特設コーナー／特集テーマ	
13. ボランティア活動	22
春日市子ども文庫・読書サークル連絡会	
14. 所蔵雑誌・新聞リスト	24
15. 条例・規則	26
春日市ふれあい文化センター設置条例／春日市民図書館管理運営規則 春日市図書館協議会規則 / 春日市子ども読書活動推進連絡会設置要綱	
16. 春日市子ども読書活動推進計画	37

1. 図書館の概要

1. 所在地

〒816-0831 福岡県春日市大谷6丁目24番地
TEL 092-584-4646 FAX 092-584-3900
URL <http://www.library.city.kasuga.fukuoka.jp/> (パソコン)
URL <http://www.library.city.kasuga.fukuoka.jp/i/> (携帯電話)

2. 施設

敷地面積 14,410.39 m²
構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建
併設 文化センター
建築面積 5,496.04 m²
延床面積 15,465.69 m²
(図書館部分 2,631.54 m²)

3. 開館時間

火曜日～木曜日・日曜日 10時～18時
金曜日・土曜日 10時～20時
(祝日開館・振替休日なし)

4. 休館日

毎週月曜日(祝日のときは開館)
毎月最終木曜日(祝日と重なるときはその翌日)
特別整理期間(約2週間)
年末年始(12月28日～1月4日)

5. 貸出数・期間

	貸出数	期間
図書・雑誌	10冊まで	2週間
AV資料	3点まで	2週間

6. 蔵書冊数

320,740 冊 (平成25年3月31日現在)

7. 利用統計(平成24年度)

登録者数 52,114 人
(うち春日市民は、37,266 人)
のべ貸出者数 189,150 人
来館者数 605,577 人
総貸出冊数 909,490 冊
(うち個人貸出冊数は、901,898冊)
開館日数 297 日

2. 図書館の歩み

- 大正 13年 4月 国立図書館を筑紫郡春日校(春日校民学校)に設立
- 昭和 24年 4月 春日町役場2階の公民館事務室の一角に図書室を設置
- 昭和 33年 10月 旧筑紫郡北部高等学校青年学校跡に公民館事務室を移設
会議室の一角に図書室を設置
- 昭和 42年 4月 中央公民館を新設し、その中に公民館図書室を設置
- 平成 4年 4月 生涯学習センター準備室を発足
(後にふれあい文化センター準備室と改名)
- 平成 5年 2月 春日市役所西仮設棟に春日市図書室を設置
- 10月 移動図書館たんぽぽ号運行開始(14ステーション)
- 平成 6年 11月 新図書館開館準備のため、図書室を閉室(移動図書館車は12月末まで運行)
- 平成 7年 4月 **春日市民図書館開館(ふれあい文化センター内)**
(財)春日市文化スポーツ振興公社がふれあい文化センター全館の管理運営を行う
図書 約15万冊、雑誌 約400タイトル、新聞 約40タイトル、AV 約5000点で開館
- 4月 移動図書館「たんぽぽ号」運行再開(16ステーション)
- 11月 図書館広報誌「ぶつくばる〜ん」を創刊
- 平成 9年 5月 春日市子ども文庫・読書サークル連絡会発足
- 平成 12年 4月 図書館ホームページを開設
- 平成 13年 4月 福岡都市圏図書館等広域利用に参加
- 7月 ファーストブック事業を開始(赤ちゃん絵本の紹介など)
- 平成 14年 2月 学校連絡便、運行開始(春日原小・春日野小)
- 4月 図書館運営が市直営となる
- 平成 15年 1月 筑紫地区マナーアップキャンペーンを開始
- 2月 4日、移動図書館「たんぽぽ号(2代目)」発車式
- 4月 ファーストブック事業で本の貸出を開始
- 11月 盗難防止装置を設置
- 平成 16年 4月 子どもの読書活動優秀実践図書館(文部科学省)として表彰をうける
- 10月 30日、貸出冊数1,000万冊を達成
- 平成 17年 4月 図書の貸出冊数を無制限からひとり10冊に変更
- 7月 暮らしの情報コーナーを開設
- 9月 市内全小学校に学校連絡便を運行
- 平成 18年 7月 インターネット予約を開始
- 平成 20年 3月 視聴覚資料の貸出期間を1週間から2週間に変更
- 9月 市内中学校に学校連絡便を運行
- 10月 行政支援サービス開始
- 平成 21年 10月 春日市子ども読書活動推進計画策定
- 平成 22年 4月 長期延滞者に対する利用制限導入
- 11月 一箱古本市(第1回)開催
- 12月 議会支援サービス開始
- 平成 23年 4月 図書館利用者懇談会「図書館しゃべり場」開催(全5回)
- 5月 図書館新聞発行開始(毎月発行)
- 10月 改修事業竣工(スロープやサポータールーム設置、しらべものカウンター移設)
- 10月 春日の今と昔を知る情報コーナーを開設
- 11月 図書館利用者懇談会共催「夜の図書館」事業の開催
- 12月 市民図書館キャッチフレーズ決定「未来にホン気」(公募作品)
- 平成 24年 4月 図書館窓口業務委託開始
- 10月 移動図書館車スポット運行(第1回)実施
- 12月 ビブリオバトル(第1回)開催

3. 春日市民図書館運営方針（平成24年7月改訂）

1 基本方針

春日市民図書館は、市民が読書を通じて豊かな生活を送ることができるように、「だれでも」、「いつでも」、「どこに住んでいても」、「どんな資料でも」利用できる、市民の暮らしに役立つ図書館となることをめざして運営します。そして、春日市民が、自分や家族の生活や将来、また、これからの地域の在り方について、自ら判断し決定するために必要な情報や資料を提供する、地域の情報拠点としての役割を果たします。

以上のことを実現するために、春日市民図書館は本館と移動図書館とを一体のものとして運用し、資料の貸出しと情報の提供を中心として、以下に掲げるようなサービスを行います。

2 春日市がめざす図書館サービス

(1) だれでも快適に利用できる図書館

○蔵書の充実を図るとともに、公共図書館としてのネットワークを活かして、市民が求める本や情報を確実に提供できるよう努めます。

○市民の憩いの場として、親しみやすく使いやすい快適な図書館をめざします。

○施設や設備のバリアフリー化をすすめるとともに、大活字図書や朗読CD等の資料、朗読サービスなどを充実して、年齢や障がいにかかわらず、利用しやすい環境を整えます。

○移動図書館を本館と同様のサービスを提供するものとして充実させ、だれでも身近なところから気軽に図書館を利用できるようにします。

(2) 市民と図書館員とが一緒に育てていく図書館

○図書館サポーターや図書館ボランティアの組織化をすすめ、市民が自主的に市民図書館に関わることのできる環境を整えます。

○図書館協議会を市民図書館の課題について市民と職員とが共同で解決を図るための組織と位置づけ、図書館運営に市民の声を反映します。

(3) 子どもたちに読書の楽しさをつたえる図書館

○子どもたちがいつでも興味のある本に出会えるよう、家庭、学校、地域など、あらゆる場所での読書環境の整備に努めます。

○学校連絡便や団体貸出などにより学校図書館の支援を行うとともに、学校図書館司書や司書教諭との業務の連携・協力を深めて、学校と市民図書館が一体となって子どもの読書活動をささえる体制をつくります。

(4) 暮らしの疑問や課題が解決できる図書館

○市民の日常生活において生じた問題や、地域の課題を解決するために必要な資料を重点的に収集するとともに、司書が本の使い方や調べかたを案内し、しらべもののお手伝いをするレファレンス・サービスを充実・強化します。

○春日市役所や奴国の丘歴史資料館と連携して、古文書などの専門的な資料から小学生にもわかりやすい読みものまで、春日市の過去・現在・未来を知るために必要な資料や情報を積極的に集めて提供します。

○これからのデジタルネットワーク社会における公共図書館のあり方について検討を進め、常に春日市民に必要な図書館サービスを提供するよう努めます。

3 職員について

(1) 職員は、資料と人とを結び付ける使命を自覚し、市民の資料に対する要求に応えるために最善を尽くします。また、図書館職員としての能力を高めるために自ら学習に努め、基礎的教養と専門的技量を高めるよう努力します。

(2) 館長は、公共図書館の基本的任務と教育機関の長としての主体性と責任を自覚し、市民へのサービスを身をもって示します。また、職員の意見を汲みあげるとともに、職員を指導してその資質・能力・モラルの向上に努めます。

4. 施設の概要

本館

名称 春日市民図書館

敷地面積 14,410.39㎡

建物概要

構造…鉄筋コンクリート造

地下1階地上2階建

建築面積…5,496.04㎡

延床面積…15,465.69㎡

(図書館 2,631.54㎡)

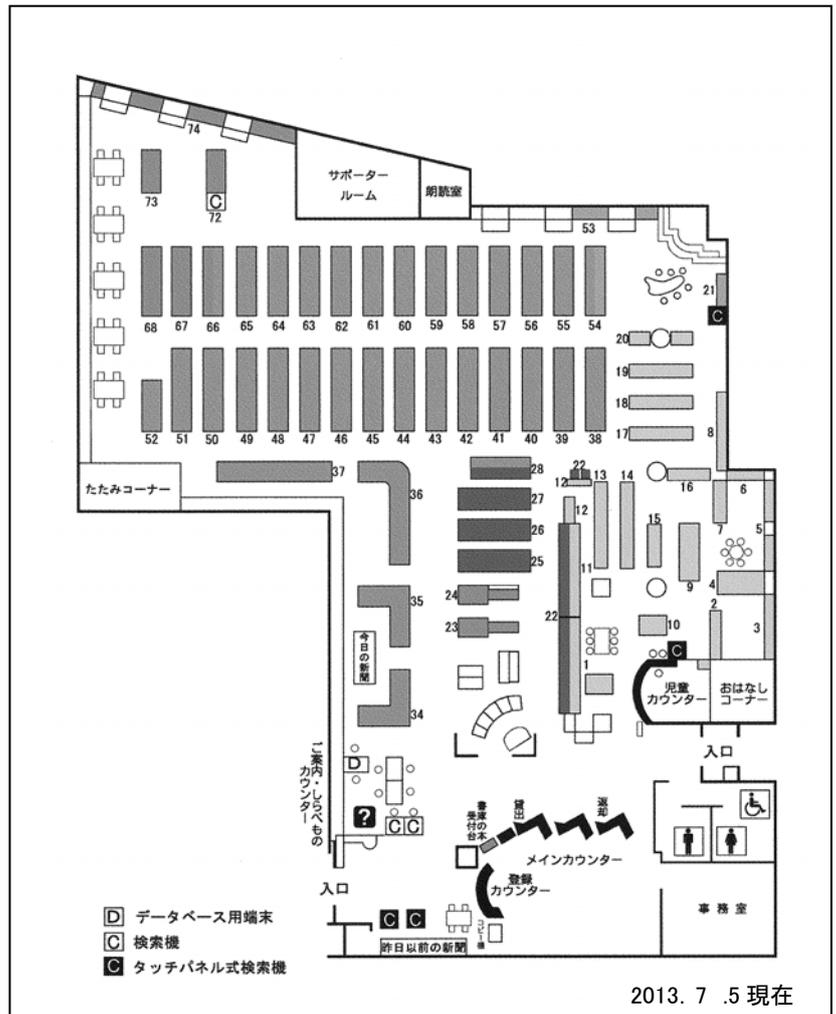
利用者用検索機	7台
A V資料視聴席	5人用 1台

平成23年の図書館改修工事(総務省国庫補助事業)では、バリアフリー事業として、図書館の体育館側入口スロープの設置し館内階段に手すりを設置しました。

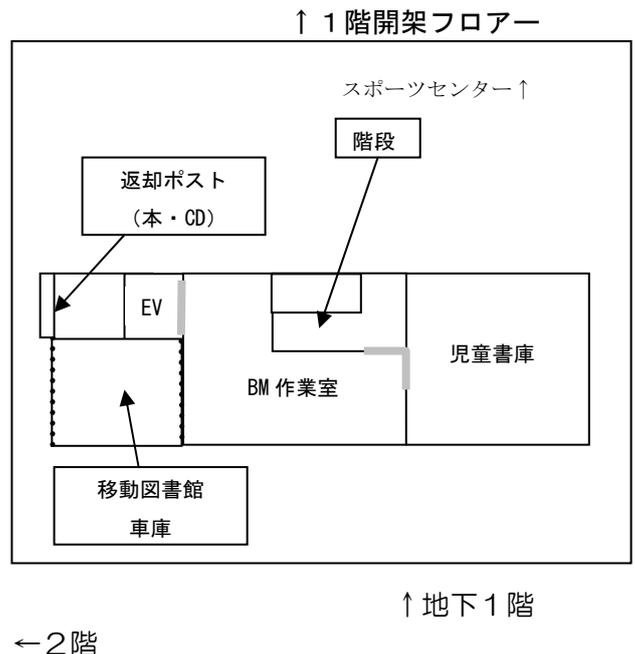
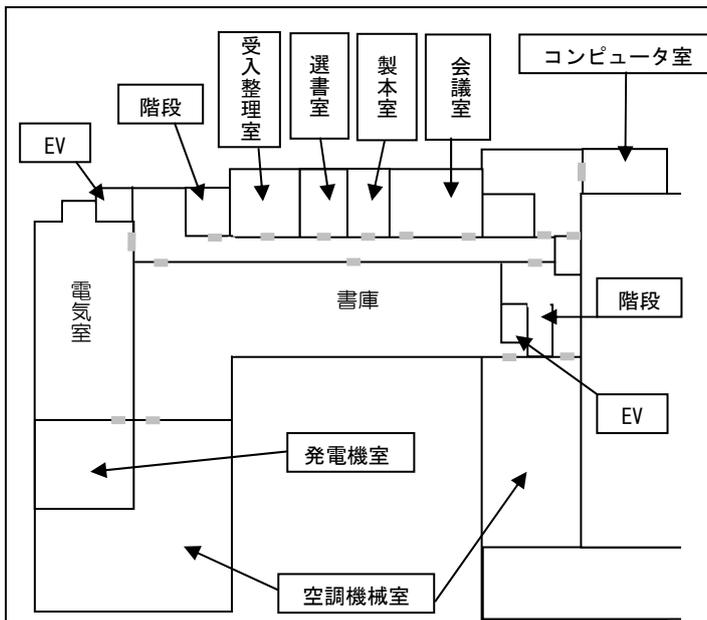
また館内改修事業では、サポートルームを設け、図書館ボランティア活動に利用いただいています。

改修に伴い、ご案内・しらべものカウンターを入口近くに移設しました。

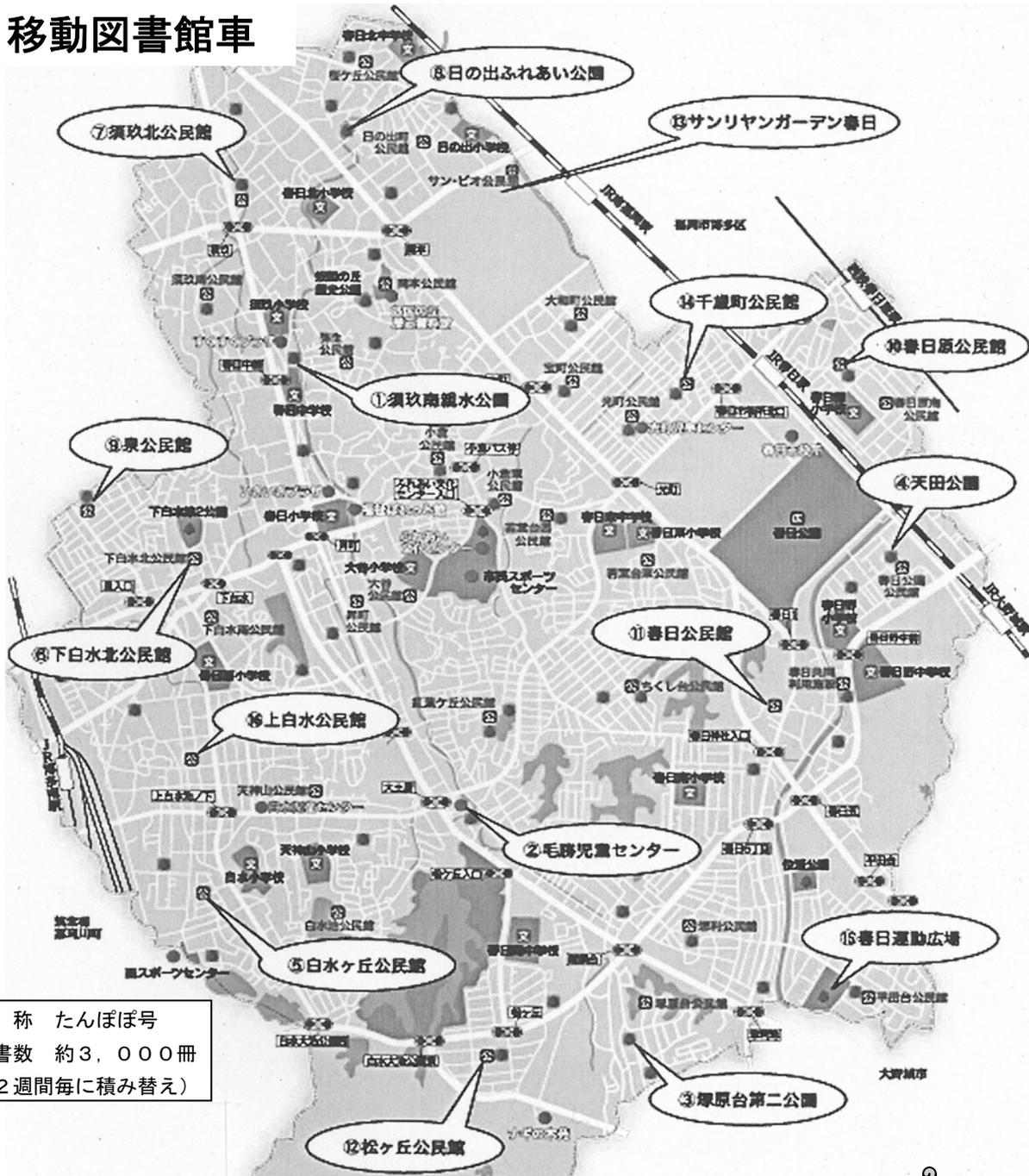
今後もこれまで以上に利用しやすい図書館を目指していきます。



2013. 7 .5 現在



移動図書館車



愛称 たんぽぽ号
蔵書数 約3,000冊
(2週間毎に積み替え)

移動図書館「たんぽぽ号」運行スケジュール

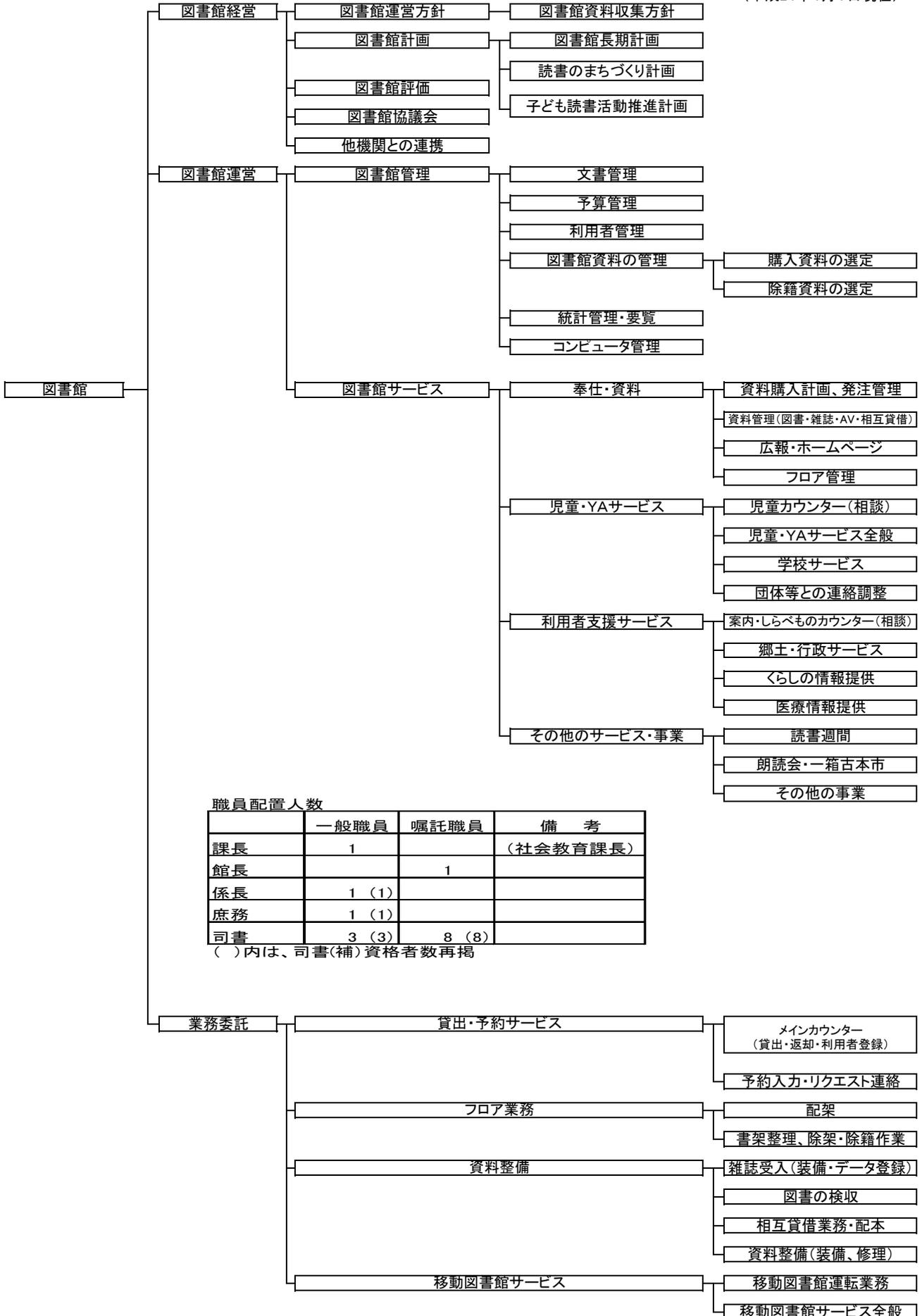
★ 市内16か所のステーションを、週に1度ずつ巡回しています。

		火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	10:30~ 11:15	①須玖南親水公園 (すくすくプラザ)	⑤白水ヶ丘公民館	⑨泉公民館	⑬サンリヤンガーデン春日 (サン・ビオ公民館横)
	1:30~ 2:15	②毛勝児童センター	⑥下白水北公民館	⑩春日原公民館	⑭千歳町公民館
午後	2:30~ 3:15	③塚原台第二公園	⑦須玖北公民館	⑪春日公民館 (春日神社横)	⑮春日運動広場 (平田台地区)
	3:30~ 4:15	④天田公園 (春日公園公民館横)	⑧日の出ふれあい公園	⑫松ヶ丘公民館	⑯上白水公民館

* 祝・休日は運休。図書館の整理休館日(毎月最終木曜日)は運行。

5. 図書館組織図(業務体系図)

(平成24年4月1日現在)



職員配置人数

	一般職員	嘱託職員	備考
課長	1		(社会教育課長)
館長		1	
係長	1 (1)		
庶務	1 (1)		
司書	3 (3)	8 (8)	

()内は、司書(補)資格者数再掲

6. 図書館協議会

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べる機関として設置しました。

- ・根拠法令等 図書館法第14条、春日市ふれあい文化センター設置条例第11条、春日市図書館協議会規則

(1) 委員名簿

氏名	所属 又は 役職	任期	備考
白水 真澄	春日東小学校校長	H24. 4. 1～H26. 3. 31	
合谷 智	春日南中学校校長	〃	
岡 泉	春日市子ども文庫・読書サークル連絡会	〃	
藤 博子	春日市生涯学習連絡協議会 婦人会	〃	
高田 益夫	春日市生涯学習連絡協議会 国際交流協会	〃	
古賀 恭子	春日市生涯学習連絡協議会 生活学校	〃	
二宮 久美子	学識経験者	〃	会長
森田 千恵子	学識経験者	〃	副会長
石橋 辰子	学識経験者	〃	
來田 富士雄	学識経験者	H24. 4. 1～H24. 8. 31	
進 乙弘	学識経験者	H24. 9. 1～H26. 3. 31	

(2) 議事

平成24年度審議事項

- ・図書館づくりへの市民参加について

- 第1回 平成24年7月12日開催
- 第2回 平成24年10月4日開催
- 第3回 平成25年2月7日開催

7. 子ども読書活動推進連絡会

子ども読書活動推進連絡会は、春日市における子どもの読書活動を推進するために設置し、「春日市子どもの読書活動推進計画」(平成21年10月策定)の進行管理、子どもの読書活動の調査研究などを行っています。委員は、13人です。

- ・根拠法令等 子どもの読書活動の推進に関する法律第4条、春日市子ども読書活動推進連絡会設置要綱

・会議

- 第1回 平成24年7月6日開催
- 第2回 平成24年11月9日開催
- 第3回 平成25年3月21日開催



8. 予 算

(1) 予算の推移

(円)

	一般会計総予算	教育費	図書館費
23年度当初予算額	28,228,905,000	3,502,112,000	79,867,000
24年度当初予算額	28,670,464,000	3,316,373,000	82,046,000
25年度当初予算額	28,959,745,000	4,140,012,000	83,906,000

(2) 図書館費の比較

	25年度当初予算額 (千円)	24年度当初予算額 (千円)	比較増減 (千円)	23年度決算額(円)		説 明
				支出済額	繰越明許支出額	
歳出総額	83,906	82,046	1,860	79,375,018	15,786,157	
1 報酬	16,727	16,727	0	27,045,200	0	嘱託職員報酬 図書館協議会委員報酬
3 職員手当等	394	394	0	425,643	0	嘱託職員時間外手当
7 賃金	0	0	0	11,508,000	0	臨時職員賃金
8 報償費	349	119	230	73,500	0	講師謝金等
9 旅費	73	70	3	58,960	0	図書館協議会委員費用弁償、 職員旅費
11 消耗品費	2,737	1,813	924	1,837,279	0	図書館事務用消耗品等
11 印刷費	921	963	△ 42	672,630	0	図書館だより・催告状印刷等
11 修繕料	805	224	581	141,088	0	図書館備品修繕料
12 役務費	4,153	4,027	126	3,830,490	0	新聞データベース・書誌情報利用料・ 郵便料
13 委託料	31,759	31,759	0	7,978,750	493,500	図書館業務委託費等
14 使用料及び賃借料	9,483	9,475	8	9,393,195	0	図書館情報システム賃借料等
15 工事請負費	0	0	0	0	12,257,670	図書館改修工事費
18 備品購入費	16,330	16,300	30	16,235,283	3,034,987	図書館資料費・図書館備品
19 負担金補助 及び交付金	175	175	0	175,000	0	子ども文庫・読書サークル連絡会 補助金等
	25年度当初予算額 (千円)	24年度当初予算額 (千円)	比較増減 (千円)	23年度決算額(円)		説 明
				収入済額	繰越金	
歳入総額	259	398		350,021	15,786,000	
総務費国庫補助金					13,533,000	繰越明許分
繰越明許費繰越金					2,253,000	繰越明許分
使用料及び手数料	36	36	0	18,000		駐車場使用料
諸収入	223	362	△ 139	332,021		図書館費雑入

平成22年度事業「住民生活に光をそそぐ交付金事業」(総務省国庫補助事業)は、平成23年度に繰り越して、下記事業を実施しました。

事業の内容

- ・バリアフリー事業・・・図書館の体育館側入口にスロープ設置及び館内階段に手すり設置
- ・館内改修事業・・・サポータールーム設置及びご案内・しらべものカウンター移設
- ・備品購入・・・図書館用図書を購入

9. 蔵書構成

(1) 蔵書構成一覽表

(平成25年3月31日現在)

図書資料

	一般書	児童書	YA(※)	郷土(春日)	郷土(県)	奴国資料	雑誌	小計
総記	7,262	487	84	98	349	11	-	8,291
哲学・宗教	9,667	287	92	5	58	23	-	10,132
歴史・地理	21,728	2,235	159	274	1,063	1,729	-	27,188
社会科学	33,168	2,140	355	1,559	896	8	-	38,126
自然科学	13,195	3,462	231	14	118	9	-	17,029
技術	21,580	1,203	95	67	132	7	-	23,084
産業	8,920	750	55	35	97	5	-	9,862
芸術	24,558	2,207	2,351	74	410	5	-	29,605
言語	3,999	567	76	9	32	0	-	4,683
文学	76,520	19,170	8,234	91	130	3	-	104,148
絵本	-	24,161	44	-	-	-	-	24,205
紙芝居	-	1,204	-	-	-	-	-	1,204
雑誌	-	-	-	-	-	-	8,992	8,992
合計	220,597	57,873	11,776	2,226	3,285	1,800	8,992	306,549

※ YA=ヤングアダルトの略(青少年向けの書籍)

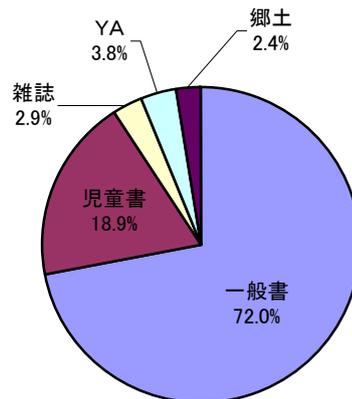
AV(視聴覚)資料

CD	8,749
カセット	479
LD	1,057
ビデオ	3,345
DVD	561
合計	14,191

蔵書増減

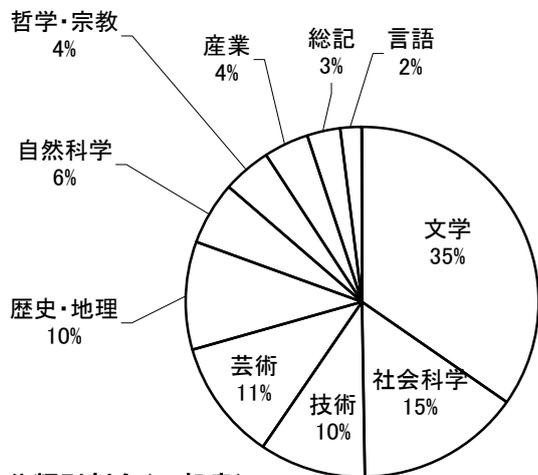
増加計	除籍
12,911	9,560

蔵書構成率(%)

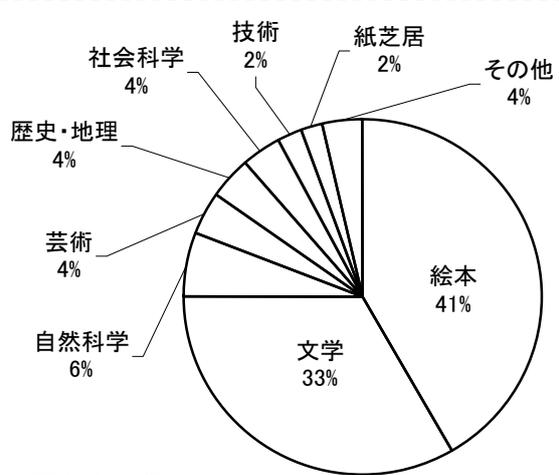


蔵書冊数 320,740 冊

(平成25年3月31日現在)



分類別割合(一般書)



分類別割合(児童書)

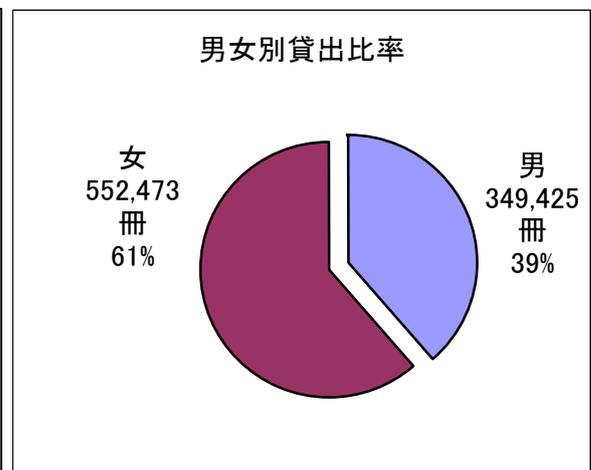
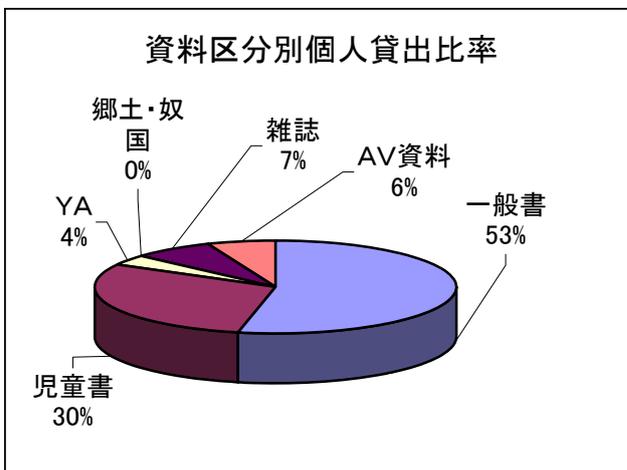
10. 利用状況 (平成24年度)

(1)資料区分別貸出状況

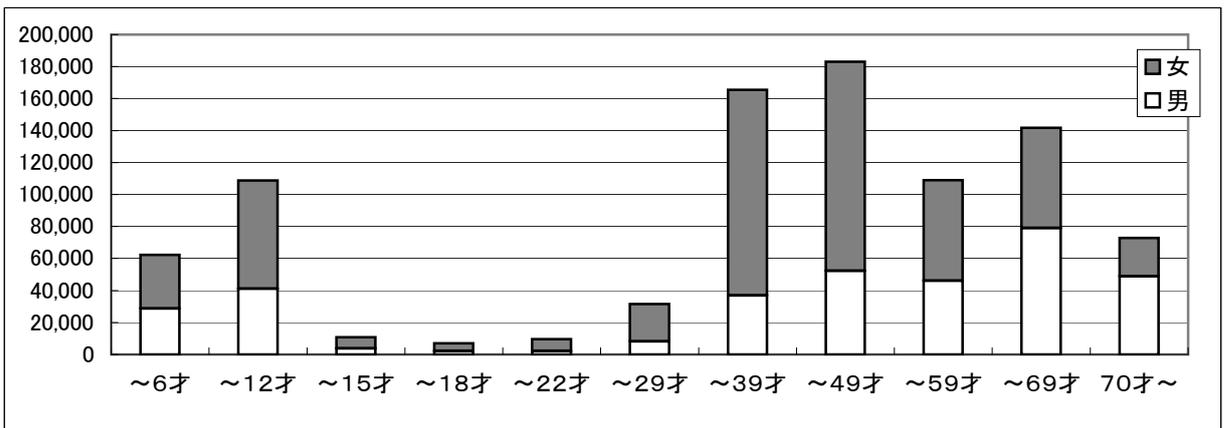
	一般書	児童書	YA	郷土・奴国	雑誌	AV資料	計
個人貸出冊数	480,671	267,452	32,749	2,023	63,144	55,859	901,898
総貸出冊数	482,966	272,192	33,199	2,085	63,187	55,861	909,490
蔵書数	220,597	57,873	11,776	7,311	8,992	14,191	320,740
(個人貸出) 回転率(回)	2.18	4.62	2.78	0.28	7.02	3.94	2.81
(総貸出) 回転率(回)	2.19	4.70	2.82	0.29	7.03	3.94	2.84

※回転率(回) = 貸出冊数 / 蔵書数

※総貸出冊数には、団体貸出等を含む。



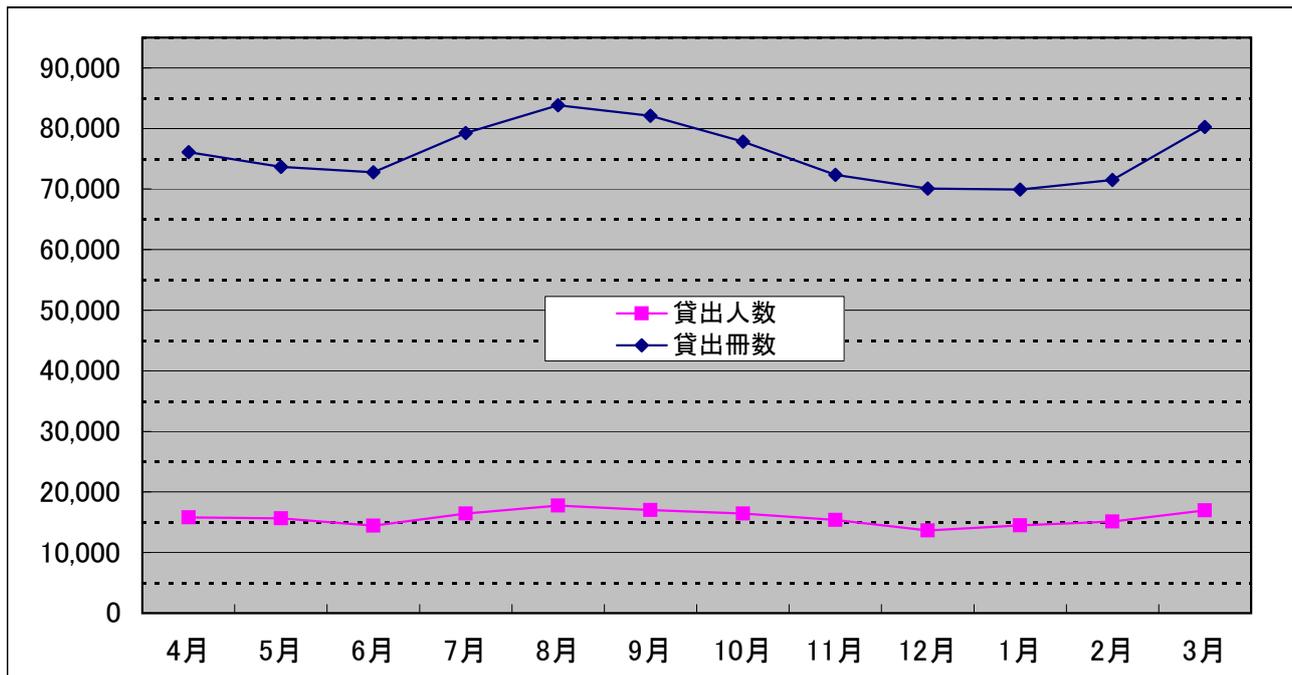
(2)年齢別貸出状況



	~6才	~12才	~15才	~18才	~22才	~29才	~39才	~49才	~59才	~69才	70才~	合計
男	28,651	41,117	3,768	2,247	2,277	8,100	36,916	52,265	46,189	79,056	48,839	349,425
女	33,617	67,638	6,927	4,776	7,397	23,420	128,538	130,686	62,795	62,622	24,057	552,473
計	62,268	108,755	10,695	7,023	9,674	31,520	165,454	182,951	108,984	141,678	72,896	901,898

(個人貸出)

(3) 月別利用状況



月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出人数	15,808	15,628	14,456	16,441	17,781	17,021	16,413	15,394	13,664	14,489	15,105	16,950	189,150
1日平均(人)	632	601	688	658	684	655	631	641	569	630	629	628	637
貸出冊数	76,059	73,658	72,763	79,230	83,815	82,070	77,802	72,327	70,097	69,912	71,523	80,234	909,490
1日平均(冊)	3,042	2,833	3,465	3,169	3,224	3,157	2,992	3,014	2,921	3,040	2,980	2,972	3,062
1人平均(冊)	4.81	4.71	5.03	4.82	4.71	4.82	4.74	4.70	5.13	4.83	4.74	4.73	4.81
開館日数	25	26	21	25	26	26	26	24	24	23	24	27	297

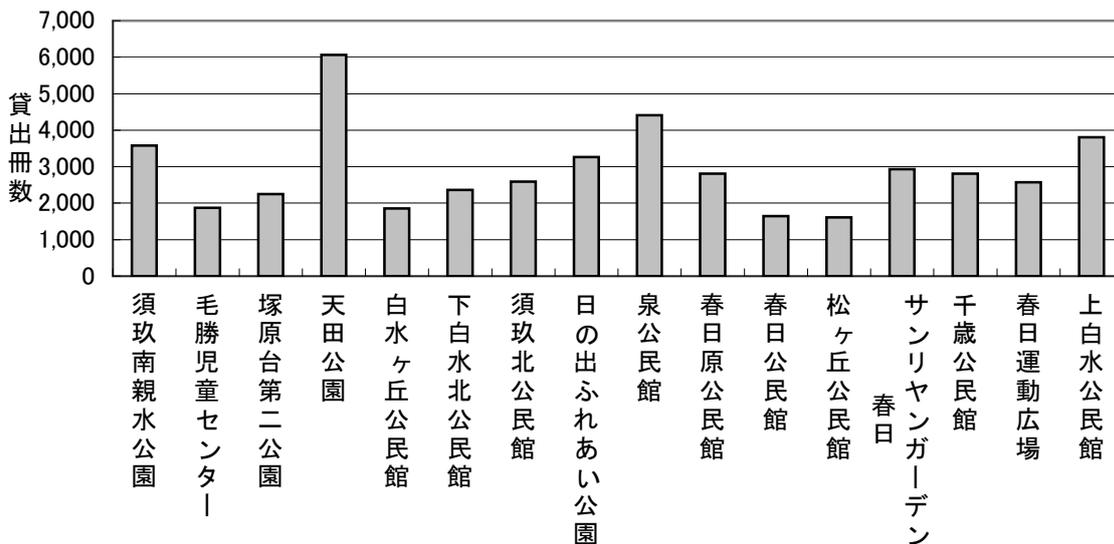
(貸出冊数には、団体等貸出を含む。)

(4) 広域利用統計

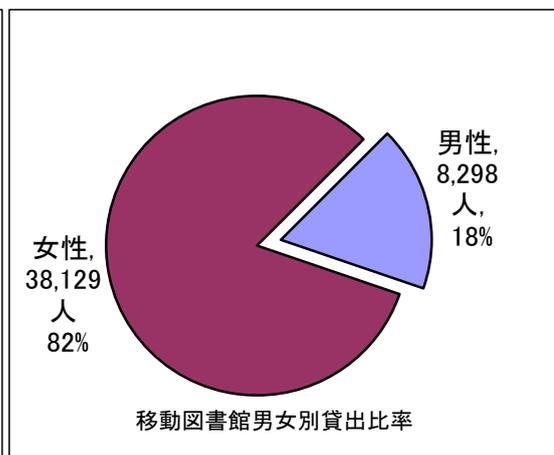
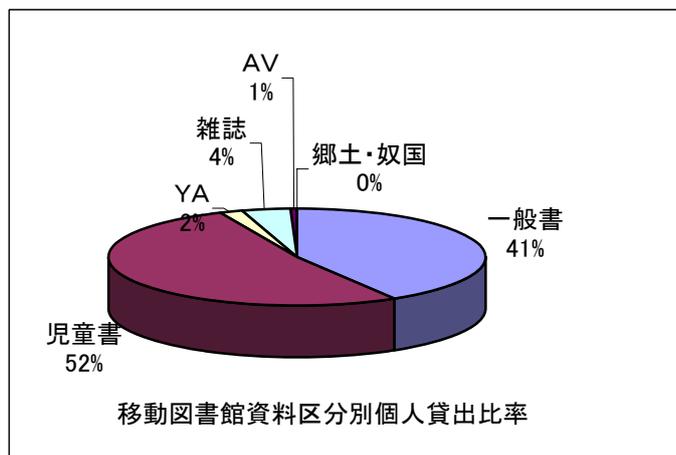
(個人貸出)

自治体名	新規登録者数		貸出冊数		
	人数	割合(%)	冊数	割合(%)	
春日市	2,337	71.5	716,674	79.46	
福岡都市圏 の 人 の 当 館 で の 利 用 状 況	福岡市	460	14.1	101,509	11.26
	筑紫野市	49	1.5	4,701	0.52
	大野城市	245	7.5	50,952	5.65
	太宰府市	60	1.8	9,884	1.10
	那珂川町	91	2.8	15,519	1.72
	宗像市	1	0.0	4	0.00
	古賀市	1	0.0	144	0.02
	福津市	1	0.0	15	0.00
	糸島市	3	0.1	209	0.02
	宇美町	7	0.2	472	0.05
	篠栗町	0	0.0	85	0.01
	志免町	8	0.2	453	0.05
	須恵町	2	0.1	117	0.01
	新宮町	0	0.0	0	0.00
久山町	0	0.0	0	0.00	
粕屋町	2	0.1	84	0.01	
福岡都市圏外	3	0.1	1,076	0.12	
合計	3,270	100.0	901,898	100.00	

(5) 移動図書館ステーション別貸出状況



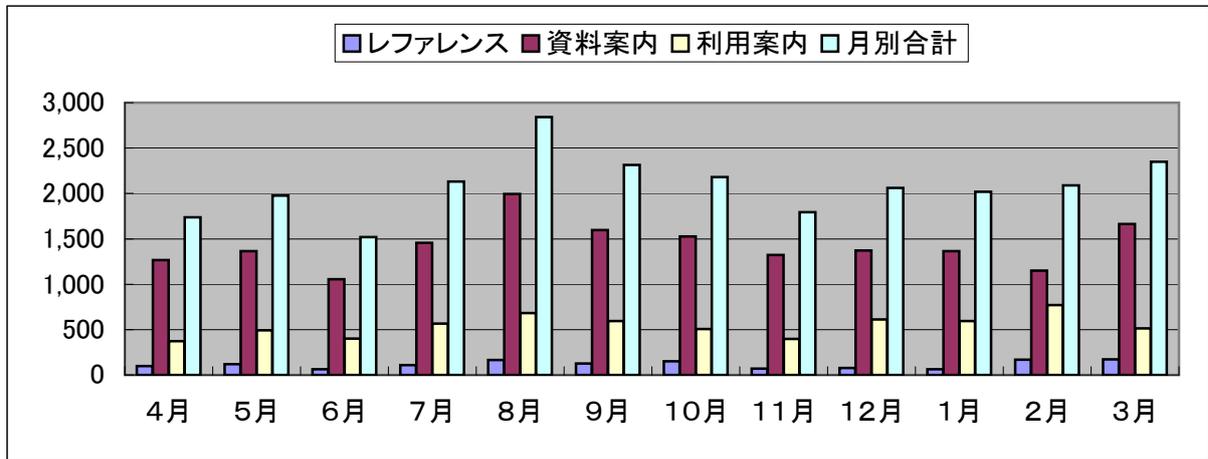
ステーション名	利用人数(人)	貸出冊数 (冊)								合計	男性	女性
		一般書	児童書	YA	雑誌	AV	郷土・奴国	合計	男性			
火曜日	須玖南親水公園	780	1,783	1,553	39	194	9	0	3,578	377	3,201	
	毛勝児童センター	446	695	1,076	21	73	6	0	1,871	246	1,625	
	塚原台第二公園	547	1,022	1,045	66	92	24	0	2,249	326	1,923	
	天田公園	1,451	1,937	3,814	186	86	43	0	6,066	929	5,137	
	(小計)	3,224	5,437	7,488	312	445	82	0	13,764	1,878	11,886	
水曜日	白水ヶ丘公民館	386	763	972	31	56	30	1	1,853	339	1,514	
	下白水北公民館	543	1,319	952	25	58	8	0	2,362	684	1,678	
	須玖北公民館	525	1,421	1,017	47	96	11	2	2,594	611	1,983	
	日の出ふれあい公園	779	1,317	1,665	91	170	24	0	3,267	575	2,692	
	(小計)	2,233	4,820	4,606	194	380	73	3	10,076	2,209	7,867	
木曜日	泉公民館	897	2,242	1,764	66	323	13	0	4,408	910	3,498	
	春日原公民館	577	1,197	1,494	23	92	6	0	2,812	264	2,548	
	春日公民館	323	361	1,179	30	64	7	0	1,641	318	1,323	
	松ヶ丘公民館	282	427	1,106	24	33	22	0	1,612	141	1,471	
	(小計)	2,079	4,227	5,543	143	512	48	0	10,473	1,633	8,840	
金曜日	サンリヤンガーデン 春日	574	1,414	1,241	67	206	3	0	2,931	503	2,428	
	千歳公民館	663	1,229	1,355	53	158	11	1	2,807	671	2,136	
	春日運動広場	513	658	1,707	32	163	14	0	2,574	689	1,885	
	上白水公民館	862	1,380	2,230	69	118	5	0	3,802	715	3,087	
	(小計)	2,612	4,681	6,533	221	645	33	1	12,114	2,578	9,536	
合計	10,148	19,165	24,170	870	1,982	236	4	46,427	8,298	38,129		



(6)しらべもの(レファレンス)利用案内年間統計

(件)

種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
レファレンス	99	119	62	110	165	125	151	72	78	62	168	171	1,382
資料案内	1,265	1,365	1,055	1,456	1,994	1,595	1,525	1,322	1,373	1,363	1,149	1,665	17,127
利用案内	374	491	402	566	684	594	506	398	611	594	771	515	6,506
月別合計	1,738	1,975	1,519	2,132	2,843	2,314	2,182	1,792	2,062	2,019	2,088	2,351	25,015



(7)予約・リクエストサービス

(点)

	窓口予約	ウェブ予約(PC)	ウェブ予約(携帯)	合計
図書・雑誌	30,179	17,725	1,891	49,795
AV資料	725	257	31	1,013
合計	30,904	17,982	1,922	50,808

図書・雑誌…10冊まで、AV資料…1点

(8)相互貸借

図書館	借受冊数	貸出冊数	図書館	借受冊数	貸出冊数
福岡市	220	198	国立国会図書館	5	0
筑紫野市	188	192	福岡県立図書館	448	147
大野城市	175	268	北九州市	65	185
太宰府市	177	160	久留米市	193	123
那珂川町	129	246	朝倉市	46	22
宗像市	12	85	飯塚市	57	54
古賀市	45	37	小郡市	49	43
福津市	98	50	筑前町	55	18
糸島市	56	45	柳川市	45	65
宇美町	3	22	大牟田市	46	29
篠栗町	9	14	行橋市	55	33
志免町	30	48	その他(県内)	207	397
須恵町	13	3	その他(県外)	68	57
新宮町	13	22	福岡都市圏外計	1339	1173
久山町	0	0	相互貸借合計	2,553	2,583
粕屋町	46	20			
福岡都市圏計	1,214	1,410			

(9) 団体貸出

地域の読書活動推進のため、地域文庫やボランティアグループ等に対し、図書館資料の貸出を行いました。

① 団体貸出(地域文庫)

貸出団体数	8団体
貸出冊数	2,468冊

② 団体貸出(パネルシアター等及び備品)

- ・パネルシアター等に含まれるもの…パネルシアター、エプロンシアター、テーブルシアター、布絵本、手袋人形、超大型絵本、超大型紙芝居
- ・備品…紙芝居舞台、超大型絵本用卓上イーゼル、拍子木、パネル台、ブラックライト

登録団体数	99団体
-------	------

(10) 学校サービス

① 学校連絡便

春日市民図書館と学校図書館とが連携して、児童・生徒等の学習活動、読書活動を支援する目的で平成14年度から2小学校(春日原小、日の出小)へ配本サービスを開始しました。

平成15年度からは小学校6校に、平成17年9月からは全小学校に対象を拡大。

平成20年度10月に全中学校へのサービスを開始し、市内の全小中学校の児童・生徒・教職員の予約や、授業支援用の図書の貸出・返却に対応しています。

貸出の方法…市使送員による配送

貸出期間…15日

② 学校団体貸出

春日市内の学校図書室に対し貸出を行い、不足資料の補完を行っています。

貸出の方法…来館

貸出対象資料…主に児童書

貸出冊数及び期間…100冊、30日

※授業支援用図書の貸出は、1テーマにつき10冊、15日



学校サービス利用状況

【小学校】

	月	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3												小計	便/来計	合計	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
春日小学校	学校連絡便	授業支援	0	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	6	36	59
	読書支援	0	0	0	0	0	0	10	0	0	20	0	0	30			
春日北小学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	3	3	3
	読書支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
春日東小学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	254
	読書支援	0	0	0	0	0	0	15	0	0	12	0	0	27			
春日原小学校	学校連絡便	授業支援	0	40	40	9	13	15	35	45	14	25	48	11	295	481	657
	読書支援	0	11	0	32	0	77	26	0	0	26	14	0	186			
春日西小学校	学校連絡便	授業支援	16	0	13	0	13	30	0	12	0	1	0	0	85	176	167
	読書支援	17	0	0	0	0	7	17	50	0	0	0	0	91			
須玖小学校	学校連絡便	授業支援	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	51	130
	読書支援	11	15	10	0	0	0	0	1	11	0	1	0	49			
春日南小学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	5	40	0	0	0	0	45	116	75
	読書支援	0	13	20	0	9	0	0	21	8	0	0	0	71			
大谷小学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	16	0	0	1	0	0	0	0	0	17	57	49
	読書支援	0	0	19	0	0	0	0	9	0	0	0	11	40			
天神山小学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	74	20
	読書支援	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1			
春日野小学校	学校連絡便	授業支援	2	2	4	3	0	0	0	18	0	0	0	0	29	74	139
	読書支援	0	10	24	0	0	0	10	0	1	0	0	0	45			
日の出小学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	15
	読書支援	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
白水小学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	4	6	0	0	0	0	0	10	38	15
	読書支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
春日野小学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	20
	読書支援	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10			
春日野小学校	学校連絡便	授業支援	2	6	5	3	1	6	0	1	0	0	0	0	24	116	139
	読書支援	0	0	14	8	0	21	4	3	0	22	10	10	92			
日の出小学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
	読書支援	0	5	1	0	0	0	0	0	5	3	1	0	15			
白水小学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	192	212
	読書支援	0	21	30	0	0	51	57	1	0	28	0	0	188			
月 合計			48	125	205	72	36	316	314	225	99	136	182	22	1780	-	1780

学校連絡便合計… 1073 冊 (授業支援 405 冊 読書支援 668 冊)
 学校団体貸出合計… 707 冊 (授業支援 467 冊 読書支援 240 冊)

【中学校】

	月	4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3												小計	便/来計	合計		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
春日中学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	
	読書支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
春日東中学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	読書支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
春日西中学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	423	
	読書支援	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4				
春日南中学校	学校連絡便	授業支援	0	92	51	0	0	43	56	80	0	20	0	0	342	389	0	
	読書支援	0	24	0	0	0	0	10	13	0	0	0	0	47				
春日野中学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	読書支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
春日北中学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	68	104	
	読書支援	0	0	0	0	0	0	6	2	0	0	2	0	10				
春日北中学校	学校連絡便	授業支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	1	0	22	36	36
	読書支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	1	0	0	14			
月 合計			0	116	55	0	0	55	83	115	53	131	22	0	630	-	630	

学校連絡便合計… 102 冊 (授業支援 62 冊 読書支援 40 冊)
 学校団体貸出合計… 528 冊 (授業支援 364 冊 読書支援 164 冊)

(11) 行政・議会支援サービス

行政及び議会の政策形成、市の抱える課題解決への支援を行うことを目的として、行政・議会支援サービスを行っています。

① 情報提供

【市職員対象】

月1回 庁内メール「市民図書館活用のススメ」を全職員に送信(平成20年10月開始)

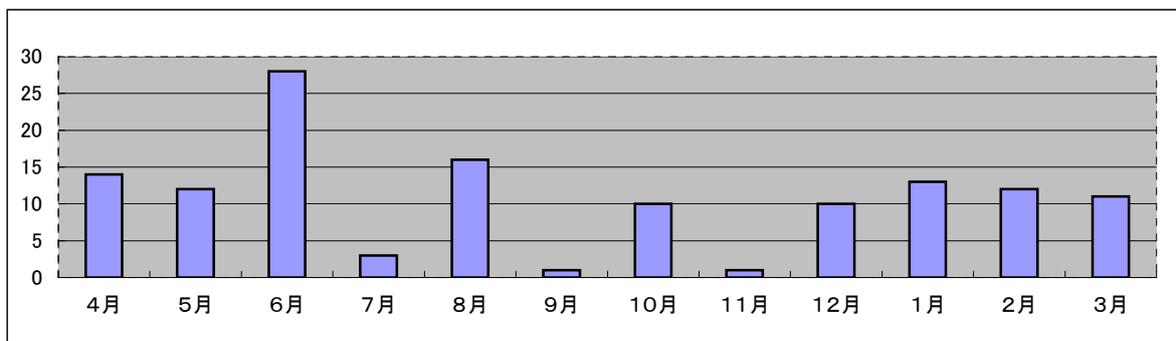
【三役・市議会議員対象】

年4回、「行政・議会支援サービス通信」を発行(平成22年12月開始)

② 業務に関する資料の貸出・・・最長30日間

③ 業務に関するしらべもの・・・図書・雑誌・新聞やデータベースなどを駆逐し、様々な情報を提供しています。

資料貸出													しらべもの 件数
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
14	12	28	3	16	1	10	1	10	13	12	11	131	5



(12) 図書館サービス指数

		数値	県平均	全国平均
登録率 (市内登録者)	市内登録者数	37,266 人 × 100	33.56 %	37.24%
	人口			
市内登録者1人 当たり貸出冊数	貸出冊数(市内個人)	716,674 冊	19.23 冊	13.51
	登録者数			
蔵書回転率	貸出冊数(個人)	901,898 冊	2.81 回	1.97
	蔵書冊数			
市民1人当たり 蔵書冊数	蔵書冊数	320,740 冊	2.89 冊	2.56
	人口			
市民1人当たり 資料購入費	資料購入費	16,330,000 円	147.06 円	189.71
	人口			
市民1人当たり 資料受入冊数	年間受入冊数	12,911 冊	0.12 冊	0.13
	人口			

※ 県・全国平均は「日本の図書館2012」から抜粋

人口(H25. 03. 31現在の春日市総人口)
111,045 人

11. 図書館主催事業(平成24年度)

(1)主催事業一覧

	事業名	期 日	参加者数	内 容
定例事業	おはなし会(0さい～)	第1・3水曜日	719 人	年齢別の定例おはなし会
	おはなし会(1さい～)	第2・4水曜日	715 人	
	おはなし会(3さい～)	第2・4土曜日	472 人	
	おはなし会(6さい～)	第1・3土曜日	254 人	
	クラシカル映画会	第 3 木曜日	364 人	ミニホールにて昔の名画の上映
	ファーストブック事業 (赤ちゃん絵本とわらべうた)	月2回金曜日	1,011 組	いきいきプラザにて4ヶ月児健診時に 赤ちゃん絵本とわらべうたの紹介
講座等	おはなしボランティア講座 －初心者コース－	5 月 10 日 (木)	151 人	おはなしボランティアの新人発掘・育成 全4回 第1回は公開講座として実施
		5 月 17 日 (木)	43 人	
		5 月 31 日 (木)	43 人	
		6 月 7 日 (木)	43 人	
	おはなしボランティア講座 －経験者コース－	9 月 13 日 (木)	16 人	おはなしボランティアの育成 全4回
		10 月 4 日 (木)	14 人	
		10 月 11 日 (木)	14 人	
		10 月 18 日 (木)	15 人	
	子どもの本講座	6 月 9 日 (土)	50 人	会場:須玖保育所、対象:保育所入所児童の保護者 会場:白水小、対象:乳幼児及び児童の保護者 会場:天神山公民館、対象:乳幼児の保護者 学校図書委員会
		2 月 6 日 (水)	15 人	
2 月 7 日 (木)		60 人		
3 月 1 日 (金)		40 人		
イベント的 事業	おはなし広場	(春) 4 月 28 日 (土)	40 人	おはなし会 (秋は市文化祭に参加)
		(秋) 11 月 3 日 (土)	189 人	
	夜ばなしの会	(春) 5 月 12 日 (土)	34 人	夜に行う春夏秋冬年4回のおはなし会
		(夏) 7 月 28 日 (土)	40 人	
		(秋) 10 月 13 日 (土)	12 人	
		(冬) 2 月 2 日 (土)	21 人	
	おはなし会スペシャル (夏休みおはなし会)	8 月 18 日 (土)	77 人	定例おはなし会(3さい～と6さい～)の 年2回の合体スペシャル
		(クリスマスおはなし会)	12 月 22 日 (土)	
	図書館探検隊	7 月 25 日 (水)	6 人	小学3～6年生対象の図書館探検 本の装備・貸出業務体験など
		8 月 2 日 (木)	7 人	
		8 月 9 日 (木)	6 人	
		8 月 16 日 (木)	6 人	
		8 月 23 日 (木)	6 人	
	図書館バックヤードツアー	4 月 15 日 (日)	9 人	親子で参加可。図書館の裏側探検
	おとなの一日図書館員	11 月 11 日 (日)	5 人	司書の仕事体験、バックヤードツアー、交流会
第8回春日市小学校 読書ボランティア交流会	9 月 7 日 (金)	130 人	小学校の読書ボランティアの方のための情報交換会 講演会及び分科会	
自然観察講座	8 月 19 日 (日)	6 人	公園活用研究会まいばく共催「きみの手で木の図鑑をつくろう」	
自殺予防週間講演会	9 月 15 日 (土)	40 人	健康課共催「命安らぐ図書館を求めて」	
健康講座	9 月 21 日 (金)	51 人	福岡徳洲会病院共催「人間ドックを習慣に」	
郷土講座	2 月 10 日 (日)	63 人	文化財課共催「続・地名が語る春日のむかし」	

	事業名	期 日	参加者数	内 容
イベント的 事業	たんぽぽ号スポット運行	10月21日(日)		いきいきフェスタ会場 移動図書館車の1日運行と絵本の読み聞かせ
	米倉斉加年朗読会	11月3日(土)	195人	「米倉斉加年喜劇を読む」(市文化祭に参加) 朗読作品:宮澤賢治「土神ときつね」
	かすが一箱古本市	11月4日(日)	25出店	市民参加型事業(市文化祭に参加)
	夜の図書館	12月9日(日)	312人	あんどん点灯 一人芝居、大人のためのおはなし会、ビブリオバトルなど
その他	職場体験学習受入 (3日間) (4日間)		11人 5人	春日北中、春日東中、春日南中、 障害者就業・生活支援センターちくし
	社会科見学受け入れ		501人	春日南小、春日北小、須玖小、大谷小、春日西中
	他館等視察受入		4団体	古賀市、筑紫野市、九州女子大、福岡女学院大
	図書館実習受入 (10日間)	9月	1人	短大生
	インターンシップ受入 (10日間)	8月	3人	大学生
	講師派遣		3回	春日東小、大谷小、上白水公民館
	特別整理期間			6月25日～7月2日
筑紫地区図書館マナーアップキャンペーン			10月27日～11月9日	

(2) たんぽぽ号スポット運行



たんぽぽ号をもっと多くの方に知ってもらおうと、いきいきフェスタに初参加しました。朝10時、ぱれっと館の駐車場で店開き。本の貸出やおはなし会をおこないました。この日は長時間の停車とあって、たんぽぽ号で選んだ本を、その場でよみふける子どもたちの姿も多くみられました

(3) 夜の図書館

昨年に続き2度目の開催です。知的書評合戦「ビブリオバトル」は春日市初の試み。



<知的書評合戦 ビブリオバトル>



<子ども向け事業:光と影であそぼう>

12. 情報提供サービス（平成24年度）

(1) 特設コーナー

くらしの情報や春日の今と昔に関するさまざまな特設コーナーを設け、生活に密着した情報を提供しています。

- ・しごと情報コーナー
- ・子育て情報コーナー
- ・医療健康情報コーナー
- ・まちづくり情報コーナー
- ・かすが情報コーナー
- ・奴国コーナー

(2) 特集テーマ

館内では、メインカウンター前、情報コーナー、児童・YAコーナーほかで特集を行いました。

月	メインカウンター前	メインカウンター前(時事特集)	情報コーナーほか
4月	本屋大賞ノミネート作家の本	教科書を見る 北朝鮮と日本の国防 日本の領土 日本国憲法施行65年	春の交通安全週間 古事記・日本書紀 家が大好きになる部屋づくりの本
5月	沖縄本土復帰40年 金環日食	注目！TOKYO	welcome春日
6月	食育月間 夏の準備始めませんか？ 吉田秀和と音楽家たち	犯罪捜査とDNA 脳死と臓器移植	環境月間 世界の料理
7月	ロンドンオリンピック開幕	政党と政治家	人権のまちづくりをめざして 夏の暑さを乗り切ろう
8月	語り継ぐ戦争	SOSを出していますかSOSに気づいていますか 世界の紛争	水の週間
9月	日中国交正常化から40年 自殺予防週間		オゾン層保護のために今できること 司書が選んだこの一冊
10月	秋に読む、外国小説。 追悼 丸谷才一	米軍基地と日本安全保障 IPS細胞と再生医療 アメリカ大統領選挙	3R推進月間
11月	読書三昧～私のオススメ本	その行為、暴力です。	児童虐待防止推進月間
12月	年末年始・年越し特集	日本のゆくえ	人権意識を高めよう 新島八重
1月	はじめに、ことばありき。 第148回芥川賞・直木賞 コレクション戦争と文学 大活字本が入りました。 コレクション中国同時代小説	テロリストの脅威	新成人におすすめの一冊
2月	「元気」な体のづくり方 コレクション日本歌人選	テレビ放送60年	北方領土返還運動全国強調月間
3月	東日本大震災 精選女性随筆集 さくら さくら		自殺対策強化月間

児童・ヤングアダルトコーナー				
月	絵本	よみもの・分類	YA	特集
4月	はるがきた	4月29日 昭和の日	新着図書案内	子どもに読んでほしい本
5月	みどりがいっぱい	スポーツ・運動会	新着図書案内	空をみあげよう・金環日食 追悼 モーリス・センダック
6月	あめ・みずのえほん	家族	新着図書案内	空をみあげよう・金星の通過 ねえ、読んで、絵本！！
7月	なつのおはなし	イギリス	新着図書案内	夏休みお助け隊 工作・自由研究の本 調べる学習コンクール展示
8月	なつのおはなし	せんそう	新着図書案内	夏休みお助け隊 工作・自由研究の本
9月	ことばであそぼう！	音楽	新着図書案内	おはなしへの扉－科学絵本、詩、ミニブック－
10月	まほうがいっぱい	空	新着図書案内	よみつがれたえほんたち！
11月	おいしいもののえほん	時間	新着図書案内	日本の技術
12月	クリスマスおめでとう	詩	新着図書案内	よみもの－クリスマス・冬の本
1月	日本のおはなし	百人一首・俳句・短歌	新着図書案内	四季の行事・暦
2月	夜空をみあげて	いきもの	新着図書案内	もじ・モジ・文字
3月	おおきくなったね！	学校	新着図書案内	世界の神話



13. ボランティア活動(平成24年度)

●春日市子ども文庫・読書サークル連絡会

昭和49年に連絡協議会準備委員会が発足、昭和50年、市内3つの読書会が集まり「春日市母と子の読書会連絡協議会」が設立されました。最盛時には10団体300名近くの会員を有し、読書や野外活動を通して子どもの健全育成や読書普及活動に努めました。

その後、昭和59年に「春日市親と子の読書会連絡協議会」と名称が変わり、活動は継続されましたが、女性の社会参加や少子化現象により、読書団体も急激に減り、その対応が課題となりました。このような折、親と子の読書会を基礎として、これまでと違った発想で子ども文庫や読書サークル間の交流を深化させ、読書を中心とした親子のふれあいや地域の子どもの文化を向上させることを目的に、平成9年5月、13団体250名余りの会員を有する「春日市子ども文庫・読書サークル連絡会」が発足し活動を続けています。

役員

会 長	岡 泉	
副 会 長	中村 裕子	福永 登美恵
書 記	山下 芽衣	久保 京子
会 計	向井 恭子	
会計監査	勝野 美由紀	佐藤 佳子

団体名および活動内容

名称	活動場所	活動時間と内容
育自サークル モモ	下白水南公民館	毎週木曜日 10:00~12:00 未就学児対象 おはなし会、わらべ歌あそび、親子あそび
エルマー絵本を楽しむ会	エルマー書店2階	第4金曜日 10:30~12:00 絵本の紹介と読み聞かせ
エルマー語りの会	エルマー書店2階	第3月曜日 10:30~12:30 定例会 春日市周辺の小学校・保育所などに読書ボランティアとしておはなしを届ける
エルマーよみ聞かせ会	エルマー書店2階	第4土曜日 14:30~15:10 読み聞かせなど
おはなしはらっぱ	春日市民図書館	第1火曜日 10:30~13:00 定例会(読み聞かせの実習など) 図書館主催の年齢別おはなし会(水曜日・土曜日)に出演 図書館主催の春・秋の夜ばなし会に出演
紙芝居文化の会	エルマー書店2階	年に数回の学習会 紙芝居の魅力を子どもたちに届ける。 紙芝居の依頼があれば行なう。
きりん文庫	サン・ビオ公民館	おはなしの勉強会 赤ちゃん対象の文庫活動
くれよん	須玖南公民館	第1・3水曜日 0・1・2歳のためのおはなし会
しゃぼんだま	光町児童センター	第2金曜日 10:00~12:00 定例会。 児童センター4館、育児サークルなどでのおはなし会。
白水小学校読み聞かせの会	白水小学校	昼休みのおはなし会(月2回)・授業での読み聞かせ(年3回) 司書や図書委員と連携し、読書週間や夏休みの宿題(教科書や課題図書の親子読書)を推進
すくすくクラブ	須玖小学校	週1回 朝の読み聞かせ 月1回 昼の読み聞かせ
谷っ子らっこ	大谷小学校	朝の読み聞かせ。昼休みのおはなし会。 ひかり学級授業内でのおはなし会
ちやいるどリーむ	泉公民館	第3木曜日11:00~11:40 乳児から未就園児を対象に、手遊びなどを交えながら、絵本の読み聞かせなど。
西小親子読書会	春日西小学校	昼休みのおはなし会
布の絵本 コスモスの会	春日市民図書館	布絵本・エプロンシアター・おはなしの小道具の制作
のはらクラブ	サン・ビオ公民館	第1・3木曜日 15:00~17:00 本の貸出、本選びの相談、読み聞かせ、伝承遊び

平成24年度活動報告

- 4月19日(木)代表者会
4月28日(土)子どもの読書週間記念事業
おはなし広場 春 (図書館事業)
5月8日(火)第16回総会
講演会 演題 絵と詩の扉を「開けゴマ！」
講師 童話屋 代表取締役編集長 田中和雄 氏
5月10日(木)4か月健診のための学習会
6月7日(木)代表者会
7月28日(土)夜ばなしの会 夏 (図書館事業)
8月25日(土)特別企画「藤田ともひこ 絵本・あそびライブ」
9月12日(水)視察 宮若市立図書館
10月20日(土)特別企画「藤田浩子さんによる おはなしスキルアップ」
11月3日(土)子どもの読書週間記念事業
おはなし広場 秋 (図書館事業)
11月8日(木)代表者会
1月30日(水)研修会「わらべうた あそびうた 親子あそび」
講師 岡村 美栄子 氏
2月2日(土)夜ばなしの会 冬 (図書館事業)
2月21日(木)代表者会

《文庫連 その他の参加協力事業》

4か月健診時の絵本の紹介	月2回	計24回
マタニティークラスへの絵本紹介	隔月1回	計6回
おはなしボランティア講座		計8回

第8回春日市小学校読書ボランティア交流会(9月7日(金))

福岡「子どもの本」関連団体連絡協議会 福岡南地区交流会



14. 所蔵雑誌・新聞リスト

あ

IB(アイビー)
あうる(『図書館の学校』に改題)
AERA
アサヒカメラ
アスキーdotPC
明日の友
an・an

い

いきいき
囲碁未来
一枚の繪
いなか暮らしの本
ENGLISH JOURNAL

う

美しいキモノ

え

栄養と料理
ACe建築業界
ESSE
edu
園芸ガイド

お

おそいはやいひくいたかい
オートバイ
おはなしチャイルド
おりがみ 月刊
オール讀物
オレンジページ
音楽の友

か

CAR AND DRIVER
会社四季報
外戸本
かがくのとも 月刊
かぞくのじかん
家庭画報
休刊 韓国語ジャーナル

き

キネマ旬報
きょうの健康 NHK
きょうの料理 NHK

く

ku:nel
暮らしの手帖
CLASSY
Clara
COURRIER Japon(クーリエ ジャパン)
休刊 GreenWalk九州
クリム
CREA(クレア)
クロワッサン

け

芸術新潮
毛糸だま
剣道日本

こ

航空ファン
考古学 季刊
子づれDECHA・CHA・CHA!
こどもとしよかん
こどものとも
こどものとも 0・1・2
こどものとも 年少版
こどものとも 年中向き
こどもの本
こどもブティックCUCITO
この本読んで
Cobalt(コバルト)
ゴルフダイジェスト

さ

財界九州
サッカーマガジン 週刊
サライ
サンキュ!
サンデー毎日

し

JR時刻表
シティ情報ふくおか
JAZZ JAPAN
じゃらん 九州発
週刊朝日
週刊新潮
週刊ダイヤモンド
週刊東洋経済
週刊文春
週刊ベースボール
ジュニアエラ
趣味の園芸(NHK)
ジュリスト
将棋世界
小説現代
小説新潮
シヨパン
新建築
新潮
す
SCREEN
すてきな奥さん
すてきにハンドメイド NHK
STORY
SUMAIノSEKKEI
住む。
相撲

せ

正論
世界

た

TIME(英語)
DIME
ダイヤモンドZai
たくさんのふしぎ 月刊
卓球王国
ダ・ヴィンチ
旅の手帖
たまごクラブ
短歌
dancyu

ち

ちいさいおおきいよわいつよい
ちいさなかがくのとも
チャイルドブック・アップル
中央公論

休刊 中国語ジャーナル

つ

休刊 釣紀行

て

デジキャパ!
鉄道ファン
テニスマガジン
天文ガイド

と

ドゥーパ
特選街
図書館雑誌
図書館の学校(旧書名『あうる』)

な

NUMBER (SPORTS GRAPHIC)

に

日経WOMAN
日経会社情報
日経TRENDY
日経パソコン
日経PC21
日経ビジネス
日経Health(ヘルス)
日経マネー
NEWSWEEK 日本版
NEWSがわかる
Newton(ニュートン)

の

non・no

は

俳句
俳句界
BICYCLE CLUB
ハウジングトリビューン
はかた 月刊
HERS(ハーズ)
花時間
母の友
バンドジャーナル

ひ

ピアノ 月刊
PHP
PHP のびのび子育て
BE-PAL
ひよこクラブ

ふ

FIGARO japon
FEMALE(フィーメール)
福岡ウォーカー
婦人公論
婦人之友
武道
休刊 PLUS1LIVING(プラス1リビング)
BRUTUS
プレジデント
プレジデントファミリー
文學界
文藝
文藝春秋

へ

Better Care
VERY
PEN

ほ

休刊 ほんとうの時代Life+

ま

Mac Fan
丸

め

MEN'S EX
MEN'S NON-NO
melon ブライダル情報誌

も

MORE
MOE
もこちゃんチャイルド
モダンリビング

や

山と溪谷

ら

LA MER(ラ・メール)
ランナーズ

り

LEE

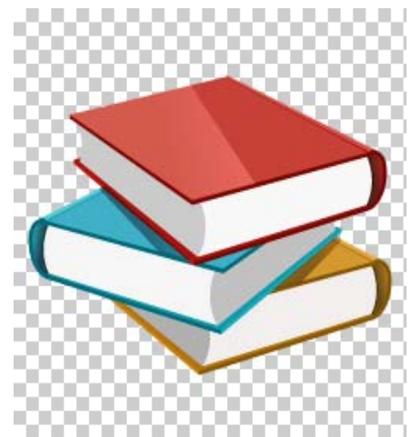
れ

歴史街道
レディブティック

わ

私のカントリー

西日本新聞
朝日新聞
毎日新聞
読売新聞
産経新聞
日本経済新聞
日刊工業新聞
日経産業新聞
日経流通新聞
株式新聞
西日本スポーツ
THE JAPAN TIMES
自由民主
社会新報
民主
公明新聞
赤旗
西日本僑報
よみうりこどもしんぶん



15. 条例・規則

(1) 春日市ふれあい文化センター設置条例

平成6年9月26日
条例第15号

第1章 総則

(設置)

第1条 市民の文化活動及び生涯学習の振興を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2及び図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、春日市ふれあい文化センター(以下「文化センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 春日市ふれあい文化センター
位置 春日市大谷6丁目24番地

(施設)

第3条 文化センターは、次の各号に掲げる施設で構成する。

- (1) 文化・学習施設
- (2) 中央コミュニティ供用施設
- (3) 市民図書館

第2章 文化施設

(使用の許可)

第4条 文化・学習施設及び中央コミュニティ供用施設(以下「文化施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会は、前項の許可をする場合において、文化施設の管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとなると認められるとき。
- (4) その他文化施設の管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用及び使用権の譲渡等の禁止)

第6条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた目的以外に文化施設を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。
2 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるものについては、還付することができる。

(使用料の減免)

第9条 委員会は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

第3章 市民図書館

(事業)

第10条 市民図書館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、市政資料、郷土資料、逐次刊行物その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、分類し、排列し、及びその目録を整備すること。
- (2) 図書館資料を市民の利用に供し、及びその利用のための相談に応ずること。
- (3) 移動図書館の運営に関すること。
- (4) 読書会、研究会、講習会、展示会等を開催し、及びその奨励を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、図書館活動の推進に関すること。

(図書館協議会)

- 第 11 条 法第 14 条の規定により、春日市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10 人以内とする。
 - 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。
 - (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
 - (5) その他委員会が必要と認める者
 - 5 前各項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雑則

(利用の制限)

- 第 12 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、文化センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。
- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認められる者
 - (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑をかけるおそれのある物品又は動物類を携行する者
 - (3) 職員の指示に従わない者

- (4) その他管理運営上支障があると認められる者
(損害賠償)

第 13 条 使用者その他の利用者が、その責めに帰すべき事由により文化センターの施設又は附属設備を破損し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日条例第 6 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 春日市民図書館管理運営規則

平成 22 年 1 月 28 日
教 委 規 則 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、春日市ふれあい文化センター設置条例（平成 6 年条例第 15 号）第 14 条の規定に基づき、市民図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(休館日及び開館時間)

第 2 条 図書館の休館日及び開館時間は、次の表に定めるとおりとする。

休館日	開館時間
(1) 毎週月曜日（その日が休日に当たるときは除く。） (2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで (3) 館内整理日（毎月 最終木曜日。ただし、その日が休日に当たるときはその翌日） (4) 特別整理期間（毎年 15 日以内で教育委員会（以下「委員会」という。）が定める期間）	午前 10 時から午後 6 時まで（金曜日及び土曜日は、午前 10 時から午後 8 時まで）

備考 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日という。

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(利用者の遵守事項)

第 3 条 図書館を利用するものは（以下「利用者」という。）は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外へ立ち入らないこと。
- (2) 施設又は設備若しくは図書館資料（以下「資料」という。）を破損し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 飲食し、火気を使用し、又は喫煙をしないこと。
- (5) 委員会の承認を受けないで広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の展示その他

これらに類する行為をしないこと。

(6) その他職員の指示に従うこと。

(職員)

第 4 条 図書館に館長その他の必要な職員を置く。

(勤務時間等)

第 5 条 前条の職員の勤務時間は、休憩時間を除き 1 日につき 7 時間 45 分、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分となるよう割り振るものとする。

2 前項の規定により勤務時間が割り振られた日における始業の時刻及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の表に定めるとおりとする。

勤務区分	勤務時間		休憩時間
	始業の時刻	終業の時刻	
A	午前 8 時 30 分	午後 5 時	午前 11 時から午後 1 時までの間に 45 分
B	午前 10 時	午後 6 時 30 分	正午から午後 2 時までの間において 45 分
C	正午	午後 8 時 30 分	午後 2 時から午後 4 時までの間において 45 分

3 委員会は、特に必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、勤務時間の割振り等を別に定めることができる。

4 委員会は、前 3 項の規定に基づき勤務時間の割振り等を定めたときは、あらかじめ職員に周知するものとする。業務の都合により、変更の必要が生じた場合も、また同様とする。

(館内利用)

第 6 条 利用者は、資料及び備品（以下「資料等」と総称する。）を館内の所定の場所で自由に利用することができる。ただし、委員会が利用を不相当と認める資料等については、この限りではない。

2 利用者は、資料のうち開架されていないもの及び備品を利用する場合は、職員にその旨を申し出なければならない。

(館外利用)

第 7 条 資料等のうち次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものは、貸出しにより館外において利用することができる。

- (1) 個人 図書資料及び視聴覚資料
- (2) 団体 図書資料（雑誌を除く。）及びその他の資料並びに備品

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、館外での利用を不相当と認めた資料等については、貸

出しを行わないものとする。

(館外利用をすることができるものの範囲)

第8条 前条第1項の規定による資料等の館外での利用(以下「館外利用」という。)をすることができる個人は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者で第10条第2項に規定する個人登録を現に受けているもの

- ア 春日市に住所を有する者
- イ 春日市に通勤通学する者
- ウ 図書館の施設の相互利用に関する協定を締結した市町の住民
- エ その他委員会が特に必要があると認める者

(2) 次のいずれにも該当しない者

ア 資料の貸出しを受けている者で、当該資料につき次条に規定する館外利用の期間が満了する日(以下「返却期限」という。)から10日を経過してもなお当該資料を返却していないもの

イ 貸出しを受けた資料を返却期限から10日を経過した日以後に返却した者で、当該返却をした日を経過しないもの

ウ 第20条第2項の規定により館外利用を停止されている者

2 館外利用をすることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1) 次のいずれかに該当する団体で第15条第2項に規定する団体登録を現に受けているもの

ア 次に掲げる要件のいずれにも該当する団体で委員会が適当と認めるもの

(ア) 教育又は生涯学習の振興を図ることを目的とする団体であること。

(イ) 営利を目的とする活動を行う団体でないこと。

(ウ) 主として市内で活動する団体で、市内に事務を行う場所を有し、原則として構成員が5人以上のものであること。

(エ) 館外利用に継続性があり、当該館外利用により、団体の活動上の効果が見込まれ、かつ、市民の読書活動の促進に寄与すると認められる団体であること。

イ その他委員会が特に必要があると認める団体

(2) 次のいずれにも該当しない団体

ア 資料等の貸出しを受けている団体で、そ

の返却期限から10日を経過してもなお当該資料を返却していないもの

イ 貸出しを受けた資料等を返却期限から10日を経過した日以後に返却した団体で、当該返却をした日を経過しないもの

ウ 第20条第2項の規定により館外利用を停止されている団体

(館外で利用できる資料等の数及び期間)

第9条 第7条第1項の規定により館外で利用することができる資料等の数及び期間は、次の表に定めるとおりとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、当該数又は期間を変更することができる。

区分		個人	団体
図書資料	冊数	10冊	100冊
	期間	15日	30日
視聴覚資料	点数	3点	—
	期間	15日	—
その他の資料	点数	—	3点
	期間	—	8日
備品	点数	—	委員会が必要と認める点数
	期間	—	8日

2 前項に規定する期間は、資料等の貸出しを受けた日から起算するものとする。

(個人の館外利用の登録等)

第10条 館外利用をしようとする個人は、あらかじめ委員会に対し、運転免許証、健康保険の被保険証、学生証その他の本人であることを確認することができる物(以下この項において「証明書」という。)を提示の上、春日市民図書館個人登録申請書(様式第1号。以下「個人登録申請書」という。)を提出し、個人の館外利用の登録(以下「個人登録」という。)を申請しなければならない。この場合において、第8条第1項第1号イに該当する者(同条第1項第1号アに該当する者を除く。)は、その該当する事実を確認することができる物を証明書に併わせて提示しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第8条第1項第1号アからエまでに掲げる者に該当すると認めるときは、個人登録を行うとともに、春日市民図書館利用カード(以下「利用カード」という。)を交付しなければならない。

3 委員会は、前項の審査の結果、個人登録をしないこととしたときは、その理由を付した書面により当該申請をした者に通知しなければな

らない。

- 4 個人登録の期間は、5年間とし、個人登録を受けた者（以下「登録者」という。）が館外利用をした時点で更新されるものとする。
- 5 登録者は、個人登録の期間中において自ら個人登録を廃止しようとするときは、その旨を委員会に申し出なければならない。
- 6 委員会は、前項に規定する申出があったとき、又は登録者が第8条第1項第1号アからエまでに掲げる者のいずれにも該当しないことが判明したときは、速やかに当該登録者に係る個人登録を廃止しなければならない。

（利用カードの有効期間等）

第11条 利用カードの有効期間は、3年間とする。

- 2 利用カードの有効期間を経過した登録者は、個人登録の期間中に限り、当該利用カードの有効期間を更新することができるものとする。
- 3 登録者は、前項の規定により利用カードの有効期限を更新しようとするときは、前条第1項の規定に準じて個人登録申請書を委員会に提出するものとする。
- 4 前項の場合において、委員会は、登録者のうち第8条第1項第1号アに掲げる者から利用カードの提示があり、かつ、公簿等によりその住所等が確認できるときは、当該登録者に係る個人登録申請書の提出を省略することができる。

（利用カードの紛失等）

第12条 登録者は、有効期間を経過していない利用カードを紛失し、又は汚損したときは、速やかに委員会に届け出なければならない。

- 2 紛失又は汚損により利用カードの再交付を受けようとする登録者は、第10条第1項の規定に準じて個人登録申請書を委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により利用カードの再交付を受ける登録者は、該当利用カードの実費を支払わなければならない。ただし、消耗等による場合は、この限りでない。

（登録者の遵守事項）

第13条 登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館外利用をする資料を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 館外利用をする資料を他人に貸与しないこと。
- (3) 第21条の規定により代理による手続を行

う場合を除くほか、利用カードを他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(4) その他館外利用に関する委員会の指示に従うこと。

（団体の館外利用の登録等）

第14条 館外利用をしようとする団体は、あらかじめ委員会に対し、春日市民図書館団体登録申請書（様式第2号。以下「団体登録申請書」という。）に団体の構成員の名簿、団体の活動状況、当該年度の団体の活動計画その他委員会が必要と認める書類を添えて委員会に提出し、団体の館外利用の登録（以下「団体登録」という。）を申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第8条第2項第1号ア又はイに掲げる団体に該当すると認めるときは、団体登録を行うとともに、春日市民図書館団体登録決定通知書（様式第3号）を交付しなければならない。

3 委員会は、前項の審査の結果、団体の登録をしないこととしたときは、その理由を付した書面により当該申請をした団体に通知しなければならない。

4 団体登録の期間は、5年間とし、団体登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が館外利用をした時点で更新されるものとする。

5 登録団体は、第1項に規定する書類を毎年度の開始後速やかに委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 登録団体は、団体登録の期間中において自ら団体登録を廃止しようとするときは、その旨を委員会に申し出なければならない。

7 委員会は、前項に規定する申出があったときは、速やかに当該登録団体に係る団体登録を廃止しなければならない。

（登録団体の遵守事項）

第15条 登録団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館外利用をする資料等を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 館外利用をする資料等を第三者に貸与し、又は館外利用をした目的以外に使用しないこと。
- (3) その他館外利用に関する委員会の指示に従うこと。

（記載事項の変更の届出）

第16条 登録者及び登録団体は、個人登録申請

書又は団体登録申請書に記載した事項に変更があったときは、登録者によっては個人登録申請書により、登録団体によっては春日市民図書館団体登録変更届出書（様式第4号）により、速やかに委員会に届け出なければならない。

（登録抹消及び再登録の制限）

第17条 委員会は、登録者又は登録団体が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、速やかにその個人登録又は団体登録の抹消（以下「登録抹消」という。）を行うとともに、登録抹消した日から当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間を経過する日までの間（以下「再登録停止期間」という。）は、その再登録を行わないものとする。ただし、委員会は、当該各号に掲げる場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、登録抹消をしないことができる。

- (1) 返却期限から2年を経過してもなお、資料等を返却しなかった場合 資料等を返却した日から60日を経過する日までの間
- (2) 偽りその他不正な手続きにより個人登録又は団体登録を受けた場合 1年
- (3) 第13条又は第15条に掲げる事項を遵守しなかった場合その他の場合で、委員会が図書館の利用の公平性、秩序の維持等のために特に必要があると認めたとき 委員会が必要と認める機関

2 委員会は、前項第1号の規定により登録抹消をしようとする場合にあっては春日市民図書館登録抹消等予告通知書（様式第5号）により、前項第3号の規定により登録抹消をしようとする場合で必要があると認めるときにあってはその理由を付した予告通知書により、あらかじめ登録者又は登録団体に通知するものとする。

3 委員会は、第1項の規定により登録抹消をするときは、春日市民図書館登録抹消等通知書（様式第6号）を登録者又は登録団体に交付するものとする。

4 委員会は、第1項第1号の規定により登録抹消をされたものが資料等を返却したときは、春日市民図書館再登録停止期間通知書（様式第7号）により、再登録停止期間を通知するものとする。

5 第1項の規定により登録抹消をされたもので再登録停止期間を経過したものは、館外利用の再登録の申請をすることができる。

6 前項の再登録の申請は、個人にあっては第10

条の規定を、団体にあっては第14条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、第10条中「春日市民図書館個人登録申請書（様式第1号。以下「個人登録申請書」という。）」とあるのは「春日市民図書館個人再登録申請書（様式第8号）」とし第14条中「春日市民図書館団体登録申請書（様式第2号。以下「団体登録申請書」という。）」とあるのは「春日市民図書館団体再登録申請書（様式第9号）」とする。

（館外利用の申出等）

第18条 登録者又は登録団体が館外利用をするときは、委員会に対し、その旨を申し出なければならない。この場合において、登録者は利用カードを提示しなければならない。

2 登録者は、前項に規定する場合において、利用カードを携帯していないときは、春日市民図書館利用カード忘失利用届（様式第10号）を委員会に提出することによって、利用カードの提示に代えることができる。

3 委員会は、第1項の規定による申出があったときは、登録者本人であることを確認の上、当該申出をしたものに資料等を貸し出すことができる。

（資料等の返却）

第19条 登録者は返却期限までに図書館又は第24条に規定する移動図書館の窓口に貸出しを受けた資料を返却しなければならない。ただし、休館日又は閉館時間においては、委員会が設置する返却ポストへ投入することにより返却することができるものとする。

2 登録団体は、返却期限までに図書館の窓口に貸出しを受けた資料を返却しなければならない。

3 前2項に規定する返却の手続は、職員がその事実を確認した時点において完了するものとする。

（返却期限経過後の返却に対する措置等）

第20条 返却期限を経過してもなお登録者又は登録団体が資料等を返却しないときは、委員会は当該資料等の返却を催告するものとする。

2 委員会は、返却期限を経過して資料等を返却した登録者又は登録団体のうち返却期限から60日を経過した日以後に返却したのに対し、当該返却した日から60日を経過する日までの間、当該登録者又は登録団体の館外利用を停止するものとする。ただし、委員会が返却の遅延に関しやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

3 委員会は、前項の規定により館外利用を停止するときは、春日市民図書館館外利用停止通知書（様式第 11 号）により、当該登録者又は登録団体に通知するものとする。

（代理による手続等）

第 2 1 条 委員会は、次に掲げる事情があると認める者（第 8 条第 1 項第 1 号アに掲げる者に限る。）に対し、第 18 条第 1 項に規定する館外利用の申出その他の館外利用に係る手続を当該手続に係る本人と同居する者その他委員会が認める者の代理により行わせることができる。

(1) 長期療養又は入院中であり、来館が困難であること。

(1) 身体に障害があり、来館が困難であること。

(2) その他代理による手続が必要であると認められること。

2 代理により手続を行おうとする者（以下「代理申請者」という。）は、春日市民図書館代理手続承認申請書（様式第 12 号。以下「代理申請書」という。）に代理を必要とする理由を確認できる書類その他委員会が必要と認める書類を添付して、委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、代理申請者に春日市民図書館代理手続承認通知書（様式第 13 号。以下「代理承認通知書」という。）を交付するものとする。

4 委員会は、前項の審査の結果、代理による手続を承認しないときは、その理由を付して、書面により代理申請者に通知しなければならない。

5 代理の期間は、代理承認通知書を交付した日の属する年度の末日を限度とする。

6 第 3 項の規定により承認を受けた代理申請者（以下「代理承認者」という。）又は当該承認によりその館外利用に係る手続を代理で行う者（以下「代理者」という。）は、代理承認通知書及び代理承認者本人の利用カードを委員会に提示し、当該承認に係る登録（以下「代理登録」という。）を受けなければならない。この場合において、代理承認者が個人登録を事前に受けていないときは、併せて個人登録の申請を行うものとする。

7 委員会は、前項の規定による掲示を受けたときは、速やかに代理登録をするとともに、代理

承認者本人の利用カードに代理登録を承認した旨を記載するものとする。

8 代理者は、代理承認者の館外利用に係る手続を行うときは、当該代理承認者の利用カードを委員会に提示するものとする。

9 代理承認者は、代理申請書に記載した事項に変更が生じたときは、新たに第 2 項に規定する申請を行わなければならない。

（資料の予約等）

第 2 2 条 委員会は、既に他のものにより利用中である資料について、登録者からの当該資料に対する予約を、図書資料については 10 冊、視聴覚資料については 1 点を限度として受け付けることができる。

2 委員会は、図書館に所蔵していない資料について、登録者（第 8 条第 1 項第 1 号ア又はイに該当する者に限る。）が利用を希望するときは、次条の相互貸借その他の方法（以下「相互貸借等」という。）による当該資料に対する利用の申出を受け付けることができる。

3 委員会は、資料の返却、相互貸借等により予約等を受け付けた資料を利用できることとなったときは、当該資料を確保するとともに、当該予約等をした登録者に通知するものとする。

4 当該資料の受渡しの期限は、前項の通知の日から起算して 8 日以内とする。

（相互貸借及び特別貸出し）

第 2 3 条 委員会は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 3 条第 4 号に規定する相互貸借及び公用又は調査研究等のための特別貸出しを行うことができる。

（移動図書館）

第 2 4 条 委員会は、移動図書館により、市内を巡回し、又は出張して図書館奉仕を提供するものとする。

2 移動図書館の運営に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

（資料の複写）

第 2 4 条 資料の複写は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 31 条に規定する範囲内において、これを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が複製を行うことが適当でないとした資料については、複製を行わないものとする。

3 館内において資料の複製を希望する者は、図書館が所蔵する資料にあつては春日市民図書館資料複製申請書（様式第 14 号）に、第 23 条の規定により他の図書館等から借り受けた資

料にあっては春日市民図書館借受資料複製申請書（様式第 15 号）に当該資料を添えて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 複製に要する費用は、当該複製の承認を受けた者の負担とする。

（資料等の紛失届）

第 26 条 利用者は、資料等を紛失し、又は破損したときは、春日市民図書館資料等（紛失・破損）届（様式第 16 号）により、直ちに委員会に届け出なければならない。

（損害賠償）

第 27 条 利用者は、資料等を紛失し、又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 利用カードを登録者以外の者が使用したことによって市に損害が生じたときは、当該登録者は、当該損害を賠償する責任を負う。ただし、委員会がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- 資料等の紛失又は破損に伴う賠償は、当該資料等と同一の物（次頁において「同一品」という。）を納入する方法で弁償することにより行うものとし、これにより難しいときは、当該資料等と同種であって、同等の内容を有し、かつ、その価格と均衡を失しないと委員会が認める物（次頁において「代品」という。）を納入する方法又は相当の代価を市が指定する納付書により納入する方法で弁償することにより行うものとする。ただし、著作権法第 38 条第 5 項の規定に該当する視聴覚資料に係る賠償については、相当の代価を市が指定する納付書により納入する方法に限る。

- 委員会は、利用者が前項の規定に基づき、同一品又は代品を納入する方法で弁償を行ったときは、春日市民図書館資料等受領書（様式第 17 号）を交付しなければならない。

- 貸出しを受けた資料等を紛失し、又は破損した登録者又は登録団体が第 3 項の規定により弁償したときは、当該弁償を資料等の返却とみなして、第 8 条第 1 項第 2 号イ又は第 2 項第 2 号イ、第 17 条第 1 項第 1 号及び第 20 条第 2 項の規定を適用する。

（弁償の免除）

第 28 条 委員会は、登録者又は登録団体（登録抹消をされたもの及び個人登録又は団体登録を廃止したものを含む。以下この条において同じ。）が天災、火災その他本人の責めに帰さない事由により貸出しを受けた資料等を紛失し、

又は破損したときは、前条の規定による弁償を免除することができる。

- 前項の場合において、登録者又は登録団体は、春日市民図書館資料等弁償免除申請書（様式第 18 号）を委員会に提出しなければならない。

- 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、弁償の免除を決定するとともに、春日市民図書館資料等弁償免除決定通知書（様式第 19 号）を交付しなければならない。

- 委員会は、前項の審査の結果、弁償の免除をしないこととしたときは、その理由を付した書面により当該申請をした登録者又は登録団体に通知しなければならない。

- 貸出しを受けた資料等を紛失し、又は破損した登録者又は登録団体が前項の決定を受けたときは、当該決定を資料等の返却とみなして、第 8 条第 1 項第 2 号イ又は第 2 項第 2 号イ、第 17 条第 1 項第 1 号及び第 20 条第 2 項の規定を適用する。

（図書等の寄贈）

第 29 条 委員会は、図書館において図書等の寄贈を受けることができる。

- 図書館に図書等を寄贈しようとする者（以下「寄贈者」という。）は、春日市民図書館図書等寄贈申出書（様式第 20 号。以下この項において「寄贈申出書」という。）を委員会に提出するものとする。ただし、委員会が認めるときは、寄贈申出書の提出を省略することができる。

- 委員会は、寄贈者の希望により、春日市民図書館図書等受贈証（様式第 21 号）を寄贈者に交付することができる。

- 委員会は、前項の規定により図書等の寄贈の申出があった場合において、図書館の蔵書の構成等から判断して必要があると認めるときは、当該図書等を資料等として登録するものとする。

- 寄贈に要する経費は、原則として寄贈者の負担とする。

（図書等の寄託）

第 30 条 委員会は、図書館において図書等の寄託を受け付けることができる。

- 図書館に図書等を寄託しようとする者（以下「寄託者」という。）は、春日市民図書館図書等寄託申出書（様式第 22 号）を委員会に提出するものとする。

- 委員会は、寄託者に対し春日市民図書館図書等受託証（様式第 23 号）を交付するものとする。

る。

- 4 寄託された図書等の取扱いは、図書館に所蔵する資料の取扱いの例による。
- 5 寄託された図書等は、寄託者から請求があったとき、又は委員会が必要と認めるときは、これを返還することができる。
- 6 寄託に要する経費は、原則として寄託者の負担とする。
- 7 委員会は、寄託された図書等が天災地変その他やむを得ない事由により紛失し、又は破損したときは、その責を負わないものとする。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成22年3月30日教委規則第8号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月2日教委規則第2号)
この規則は、平成23年3月1日から施行する。

(3) 春日市図書館協議会規則

平成7年3月1日
教委規則 第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日市ふれあい文化センター設置条例(平成6年条例第15号。以下「条例」という。)第11条第5項の規定に基づき、春日市図書館協議会(以下「協議会」という。)の所掌事務及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

- 第3条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 会議は、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 3 会議の議長は、会長が務める。
 - 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、春日市民図書館において処理する。

(補足)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則(抄)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(4)春日市子ども読書活動推進連絡会設置要綱

平成21年12月1日

教委告示 第14号

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第4条の規定に基づき、春日市における子どもの読書活動を推進するため、春日市子ども読書活動推進連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 春日市子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 子どもの読書活動に係る調査研究に関すること。
- (3) その他春日市における子どもの読書活動の推進に関すること。

(委員)

第3条 連絡会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が選出し、依頼する。

- (1) 学校教育部教務課職員
 - (2) 学校教育部学校教育課職員
 - (3) 地域生活部地域づくり課職員
 - (4) 健康福祉部健康課職員
 - (5) 春日市立小学校司書教諭
 - (6) 春日市立中学校司書教諭
 - (7) 春日市立小学校学校司書
 - (8) 春日市立中学校学校司書
 - (9) 春日市内に所在する幼稚園の教諭
 - (10) 春日市立保育所保育士
 - (11) 春日市子ども文庫・読書サークル連絡会会員
 - (12) 春日市立学校において学校読書ボランティアに携わる者
 - (13) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有しないものとする。

(依頼期間)

第4条 委員の依頼期間は、5年以内とする。ただし、依頼期間中であっても、必要があるときは、教育委員会は依頼を解くことができるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 連絡会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、社会教育部社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

16. 春日市子ども読書活動推進計

春日市子ども読書活動推進計画

春日市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日 法律第154号)に基づき、平成21年10月1日に「春日市子ども読書活動推進計画」を策定しました。この計画は、学校関係者・幼児教育関係者・ボランティア活動者代表・市職員などで構成された「春日市子ども読書活動推進計画作成連絡会」の提言を受けて策定したもので、市における子どもの読書活動推進のための基本理念や施策を示しています。

◆計画の目的

春日市に育つすべての子どもたちが、身近な場所で本にふれたり、読書に親しんだりできるような環境を整備し、充実させることを目的とします。そのために、本そのものの提供だけでなく、絵本の読み聞かせや本の紹介などを行って、年齢や発達段階に応じた読書機会の提供に努めます。

◆計画の対象

0歳～おおむね18歳以下の子ども

◆計画の期間

平成21年度～26年度

家庭や地域での子どもの読書活動の推進

家庭での読書の大切さについて理解を求めるとともに、地域の子どもの文庫や読書ボランティア活動の充実を図り、既存の各施設での読書活動を強化します。

- ▷家庭での読書の大切さについての啓発
- ▷子ども文庫活動、読書ボランティア活動の活性化
- ▷保育所(園)・幼稚園での読み聞かせ、本の貸し出し、本の紹介の充実
- ▷児童センター、子育て支援センターなどでの読書推進活動の充実
- ▷市民図書館における乳幼児向けサービスの充実
- ▷市民図書館と学校図書館の連携強化
- ▷推進施策や事業についての進行管理組織の設置

学校での読書活動の推進

すべての小・中学校で読書推進活動を行い、資料や情報を活用した教育活動を進めて、学校での読書の充実を図ります。

- ▷学校図書館、保育所(園)、幼稚園、児童センターなどの蔵書の充実
- ▷市民図書館の児童図書書の充実
- ▷学校・幼稚園教職員、保育士の読書推進に関する研修の充実
- ▷小・中学校における校内読書環境整備
- ▷学校図書館の環境整備、学校図書館司書の配置体制強化
- ▷学校図書館の運営に関する学校間の連携強化

子どもの読書環境の整備

学校や学校図書館だけでなく、保育所(園)、市民図書館、児童センターなどにおいても、子どもが日常生活の中で、本にふれたり、読書に親しんだりできるような環境を整えます。

- ▷小・中学校での読書活動推進のための全体計画の作成
- ▷資料や情報を活用する指導計画の作成
- ▷「読書の時間」の充実
- ▷校内の読書活動推進体制の整備

子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

読書に関する講座や研修会などを実施し、市民の子どもの読書活動について、理解を深め、関心を高めるとともに、家庭での読書習慣の定着を目指します。

- ▷「子ども読書の日」、「子ども読書週間」の読書関連行事の実施
- ▷読書についての講座、研修会の開催
- ▷ファーストブック事業の充実



※ 計画の本文は市ホームページで見ることができます。



交通機関

交通機関最寄り駅	系統	下車
コミュニティバス「やよい」	全て	終点ふれあい文化センター
西鉄春日原駅・JR春日駅	西鉄バス 1、2 番	「ちくし台」
西鉄井尻駅・JR南福岡駅	西鉄バス 45 番	「小倉」
西鉄大橋駅	西鉄バス 42 番	「一の谷 1 丁目」
JR 新幹線博多南駅	西鉄バス 1、2 番	「ちくし台」

P 駐車場有

図書館要覧

平成 25 年度

発行 平成 25 年 6 月

編集・発行 春日市民図書館

〒816-0831 春日市大谷 6 丁目 2 4 番地

TEL (092)584-4646 Fax (092)584-3900

ホームページ <http://www.library.city.kasuga.fukuoka.jp>